

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成28年6月9日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越守君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	藤 田 聡 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成28年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成28年6月9日（木）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

会議前にお知らせいたします。執行部から一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

これより本日の会議を開きます。

教育部長より、昨日の答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。教育部長 川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） おはようございます。

昨日の長田議員の一般質問のうち、市立第一幼稚園の今後についての答弁の中におきまして、第一幼稚園の中根小学校への移転時期について平成23年4月と申し上げましたが、平成22年4月の誤りでございました。改めておわび申し上げますとともに、訂正をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、8番須藤京子君。

[8番須藤京子君登壇]

○8番（須藤京子君） おはようございます。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行ってまいります。

最初は、障がい者差別解消の推進に関する取り組みについて質問を行います。

私は、これまでも障がい者差別の解消について質問を行ってまいりましたが、この4月から障害者差別解消法が施行されたことから、改めて牛久市の取り組みについて質問する次第であります。

障害者差別解消法は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を

推進することを目的として平成25年6月に制定されました。

この法律では、障がいのある人に対し不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。不当な差別とは、国・都道府県・市町村などの役所や会社、お店などの事業者が障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することで、これを法律で禁止しております。また、合理的配慮の提供とは、障がいのある人が社会の中にあるバリアによって生活しづらい場面に遭遇したとき、そのバリアを取り除くために何らかの対応を負担が重過ぎない範囲で対応することです。ただし、事業者に対しては「対応に努めること」とされております。

この法律の大きな特徴は、対象となる障がい者を障害者手帳を持っている人に限定をしていないことです。障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人、全てが対象となります。これは、障がい者の捉え方を従来の医学モデルから社会モデルへと転換した点で、大きな意味を持つものとなりました。

また、対象となる事業者は会社やお店などのほか、ボランティア活動をするグループなども含まれています。このような考え方に立った法律の施行は、行政、関係機関にとってもこれまで以上にバリアフリー化やユニバーサルデザイン、インクルーシブ教育の推進に努めていかなければならないことを示しています。

そこで、まずは環境の整備という観点から3項目について質問をいたします。

公共施設は、現在バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進が進められております。牛久市の施設でも段差の解消、スロープ・自動ドア・エレベーターの設置、トイレの改修等々さまざまな改善策が講じられておりますが、現在の公共施設のバリアフリー化に関する考え方、改修すべき点が検討されているのかなど、今後の取り組みについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの須藤議員の御質問にお答えいたします。

現状としましては、建築物や道路・公園の公共施設につきまして、新規に整備する場合は「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」のガイドラインに基づき、整備基準に適合させることが努力義務となっております。このうち、公共建築物に関しては延べ床面積が300平米以上の社会福祉施設や官公庁施設、また2,000平米以上の集会場または公会堂・体育館など、一定規模以上の施設は「特定公共施設」として茨城県への届け出が義務づけられています。また、市道の整備に当たりましては、市の条例に基づきながら整備を行っているところでございます。

牛久市としましては、新規に整備するものについて建築物は特定公共施設に定める一定規模に該当しない施設でも、基準を満たすように整備を進めております。例えば、牛久運動公園の

野球場スタンド建設工事においても、バリアフリーに対応した多目的トイレの整備ですとかスロープの設置を実施したところでございます。また、道路では市道23号線の整備事業におきまして、交通弱者に配慮した歩・車道間の段差解消を実施しているところでございます。

既存の施設への対応状況につきましては、公共建築物におきましては昨年度に整備をいたしました中央生涯学習センターや、今年度整備を予定しております牛久市保健センターにおいて、バリアフリーに対応した多目的トイレ等への改修を進めているところでございます。公園においては、地元からの要望を受けまして川原代三角公園や川原代西公園などで、車椅子利用者の方々がスムーズに公園に出入りできるように新たにスロープの出入口を設置し、改善を行ってきたところでございます。

道路につきましても、現在整備を進めております牛久駅東口の駅前広場整備事業におきまして、交通弱者に配慮した動線の整備や、車椅子やベビーカー等が利用しやすいように歩道と車道の段差を2センチに抑えるなどの対策を行っているところでございます。

今後も、施設の新設及び改修整備にあわせてバリアフリー化の整備を進め、利用する全ての人が安心して快適に利用できる公共施設の整備を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、既存の施設ではなく新規の工作物等についてこの法律等に基づいてやっていくということで、現在歩道の整備というのはどういうふうになっているのか。既存の歩道を改めて改修直すというのは、多額の費用もかかることから、大変難しいというふうには思いますけれども、場所によっては1メートル半くらいの狭い歩道ですと、新しい地域につくったとしても各家庭への駐車場への乗り入れのために、言ってみれば歩道が波打つような形になってしまっているというのが現状だというふうに思うんですけれども、こういうような点の開発に当たっての留意点というのは、法律上ではそういう規定になっているのかもしれないんですけれども、牛久市としてはどのように考えているのか。

車椅子の方がこういう狭い歩道を通ろうとすると、どうしても車道のほうに行ってしまうので、大変車道で歩くほうが危険度が少ないというようなことでそういうことになっているんですけれども、そういう点については牛久市としては狭い歩道の場合への対応というのはどのように考えているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問に関しまして、狭い歩道でのバリアフリー化、車椅子が通るときの留意点だと思いますが、やっぱり歩道の幅員が狭いという形で、特に歩道は横断勾配もついていますので、議員が御指摘のように車道のほうに引っ張られるというところ

ろがあるかと思えます。歩道を広げようと思えますと、どうしても民地との用地買収等絡んできますので、なかなか一朝一夕には進められるべきものではないのかなというところは思います。そういった中で、今後そういうことも含めながらどのように整備を進めていくのかというところについては、やっぱり現状も踏まえた中で検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは次に、公共交通機関のバリアフリー化の推進への働きかけについて伺いたいと思います。

平成12年に交通バリアフリー法が施行され、その後施策の拡充を図るためハートビル法と一体化し、平成18年に新たに高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法が施行されました。この新法では、それまで対象とされていた高齢者や身体障がい者のみならず、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど全ての障がい者を対象に加えたほか、旅客施設・車両等・道路・路外駐車場・都市公園・建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置なども定められております。また、旅客施設・車両等のバリアフリー整備のガイドラインもそれぞれ示され、技術水準の向上によってよりよい整備が可能になった事項やニーズの変化等を見据え、バリアフリー法のスパイラルアップを具体化するため必要な見直しを行うこととされております。

牛久市での取り組みとしては、かっぱ号にノンステップバスが導入されたりしておりますけれども、どのような現状なのか。また、今後の課題として解決していくべきものは何か、伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） それでは、かっぱ号のノンステップバスの導入の現状と、今後の課題の解決についての御質問にお答えいたします。

公共交通機関におけますバリアフリー化推進の働きかけにつきましては「バリアフリー新法」、国の「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を念頭に、公共交通事業者は努力義務も含めてユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進を目指しております。

かっぱ号の現在の状況ですが、平成25年にコミュニティバスかっぱ号の新車を3台導入いたしました。この3台は高齢者や障害者の方でも乗りおりしやすく、車椅子の方も利用できる低床タイプになっております。さらに、車内でも、停留所の案内にはアナウンスだけでなく大型のディスプレイを併用しまして、降車ボタンも押しやすい低い位置に設置しております。ま

た車内情報につきましては、わかりやすいピクトグラムを多用するなどの配慮も行っております。そのほかにも、停留所の時刻表などは高齢者でも見やすい低いタイプのものにしております。そして、牛久駅の東西口のエレベーターを整備するなど、着実にバリアフリー化を進めておるところでございます。

今後の課題としましては、現在ノンステップバスでない2台のかっぱ号がございます。この2台につきましては、車両の更新時にユニバーサルデザインの車両を導入いたします。かっぱ号は、障がい者・高齢者の方々誰もが利用しやすいバスを目指して、バリアフリー化の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久市が担う公共交通という点では、大きくこうした配慮がなされているというふうに思いますが、公共交通の全体の会議の中で民間事業者の動きというのはどういうふうに捉えられているのか、おわりの範囲で御説明いただければというふうに思っております。

○議長（市川圭一君） 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長（柳田敏昭君） ただいまの須藤議員の質問にお答えいたします。

公共交通会議、こちら牛久市でも開催されておまして、その会議の構成メンバーにバスの事業者・タクシー業界の事業者さん等も委員として加わっていただいておりますので、その中でこういったバリアフリー化についても議題といたしますし、また昨年3月末に行われました会議では障害者差別解消法のパンフレットもその会議でお配りして、推進についての呼びかけを行っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、まさにそのことを申し上げたかったんですけども、今この公共交通のバリアフリーというのも、私もこの質問の趣旨として差別解消のための施策の1つの事業であるという認識を持っていただきたいということで、牛久市としては今の回答の中でそうした動きが感じられ、着々と進められておりますけれども、じゃあ果たして民間のほうとの連携はどうなのかなという点がちょっと心配だったので、そのことを申し上げたかったんですけども。今そうした取り組み、これは事業者はやらなければいけないということではない現状なので、努力していただくということを市として働きかけなければいけないということで、この点は今後も市としては積極的にお声かけをしていただいて、障がい者の方が自分の車に乗れないと外に出ていかれないというような状況ですと、そう乗れる方ばかりではないので、ぜひ

その点も市として働きかけを積極的に行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に情報アクセシビリティの向上についてであります。

平成27年版「障害者白書」を見ると、第7章「住みよい環境の基盤づくり」の中で、第2節「障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策」が取り上げられております。そこには、障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発、障害のある人の利用に配慮したシステムの普及、ホームページ等のバリアフリー化など、日々発展を遂げる情報社会にマッチした施策、「情報バリアフリーアクセシビリティの向上」を初め、「社会参加を支援する情報システムの開発・普及」「情報提供の充実」「コミュニケーション支援体制の充実」の4つの取り組みが挙げられております。

情報アクセシビリティの向上には、機器やシステムの開発など民間事業者の技術開発によるものもございますが、今回の質問ではホームページのバリアフリー化について取り上げたいと思います。

ホームページのバリアフリー化（ウェブアクセシビリティ）とは、高齢者や障がい者を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味しております。情報を提供する側が、ウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていかないと、高齢者や障がい者がホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生しかねません。

また、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば、生命の危機に直面する可能性さえも出てまいります。障害者差別解消法では、ウェブアクセシビリティの取り組みは環境の整備の1つとして位置づけられ、国や地方公共団体等の行政機関は環境の整備の努力義務が課せられております。こうした取り組みを進めるため、国は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を示し、組織内で適切な取り組みが実行されるよう支援しております。

牛久市としては、議会・教育委員会・図書館・外郭団体等の関係機関においても取り組みが推進されるよう、情報提供・働きかけ・連携等が必要不可欠だと思われまます。牛久市の取り組みについて、現在どのようなことが行われているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の情報アクセシビリティにお答えいたします。

近年のICT（情報通信技術）の進展は、社会に変革をもたらすとともに、さまざまな恩恵をもたらしております。しかしその反面、年齢や身体的条件によるデジタルデバイドのため、高齢者や障害者など、こうした恩恵を受けられない方がいることも事実でございます。

こうした事実を認識した中で、当市におきましてはホームページのサイト構築の考え方の

1つといたしまして、「障害者や高齢者等への配慮や閲覧者の利用環境に依存しないサイトとする」ことを掲げ、読み上げソフトの導入や多言語対応にすることで、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んできたところでございます。

今後のサイト運営におきましても、ホームページから寄せられたアンケートの御意見や感想を参考にして、閲覧する皆様に迅速な行政サービス情報の提供を実施し、誰もが使いやすくわかりやすいサイトを目指すとともに、市民が利用してみたいと思うホームページづくりを目指してまいります。

また、FM「うしくれしく放送」では、耳で聞く広報紙といたしまして、平日の午前11時と午後6時からの15分間、広報紙の記事を放送しております。さらに、かっぱメールを活用するなど広く情報のアクセシビリティの向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいま御答弁いただいて、ホームページ上のアクセスに関してですが、現在これまで視覚障がいの方に対しては見えないことによるハンデがあったんですが、読み上げソフトが入ったりして、それなりに利便性向上しているなということは認識しております。

ですが、現在のウェブサイトのアクセスというのは、見えている私たちにとっては写真があったり、クリックの仕方によってたどり着きたい情報のところになかなかたどり着かなかったりとかいう現状があるわけで、このサイトに入る入り口のところで障がいの方が、「そこから行ったらアクセスしやすいよ」というようなサイトの入り口をまずつくっていくというの、1つの方法ではないかなというふうに考えたりするんですけども。そうした点の工夫というのを考えていく必要があるのではないかなというふうに思っているわけですが、現在のの中では、それぞれ担当課が情報発信しているわけですが、そういうまず最初にポータルサイトに入っていき入り口をどうするかということと、それから各課の発信する情報が、例えば障がいによって、そういう方々を念頭に置いてわかるような、そうした部分もやっていく必要があるというふうに思っているんですが、こうした各課へのお願いというのか、そういう点はどんなふうになっているのかということについて、2点お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

サイトに寄せられた各課へのアンケートですね、ユーザーアンケートをやっております。また、御意見につきましては情報政策課におきまして週2回集約しまして、対応が必要なものにつきましては各課への経過報告を求めて、より使いやすいサイトになるように努めているとこ

ろでございます。また、全庁的にはサイト運用の考え方に基つきまして、「誰もが利用でき、誰もが使いやすく、わかりやすいサイト」の向上を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ぜひ進めていただきたいんですが、その中で1点、障がい者の方の中でもそれぞれ、聴覚の方はこうしたかっぱメールとかそういうメールが大きな情報収集ツールになっていたり、それから視覚の障がいの方でもこうしたことに明るい方もいらっちゃって、それぞれの障がいの方々の使っている実感等もお聞きになって、やっていくことというのが必要なのではないかなというふうに私は思っておりますので、今後さまざまな検討・工夫をしていく中ではぜひ利用者の実感・実態を聴取していただきながら、皆さんが使いやすいような牛久市のホームページにつくり上げていっていただければというふうに思っておりますので、その点をよろしく願い申し上げます。

それでは、次は相談及び紛争の防止のための体制整備についてでございます。

まずは、相談体制の整備について伺います。今回の法律施行では、広く日常生活の中に潜む障がい者差別の解消を図っていくことが求められておりますが、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者本人やその周囲からの相談に対して的確に応ずるとともに、それらの内容を差別に関する具体的な事例等として整理し公表をしていくことにより、差別解消への理解へとつながっていくものがあると考えられます。また、こうした相談やその後の取り組みには、職員の専門的スキルの向上も必要と考えられます。牛久市では、相談体制はどのように整備されているのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えいたします。

障害者差別解消法は、事業者の自主的な取り組みによります差別の解消に期待をしておりますが、事業者が差別を繰り返し、改善が見られないような場合には、社会福祉課で相談を受けることとなります。

相談を受けた場合は、個別の事案ごとに障がい者、事業者、第三者の権利利益に鑑み、正当な理由の有無を含め、差別的取り扱いまたは合理的配慮の状況等について、主務大臣の委任に基づき報告の徴収、検査、勧告、その他の監督により対応してまいります。

また、職員の専門性のスキルアップについてでございますが、差別的取り扱い及び合理的配慮に関する相談を通しながら、先ほど議員からもお話があったとおりそれぞれの事例、そういったものを徴収することによりまして、専門性を高めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今答弁の中にあつた事業者の取り組みにこの法律の徹底化が期待されるということで、まさにそこが今牛久市だけでもできないという一端がこういったところにあるわけで、この点は事業者はもちろん熟知してそれに対応しなければいけないというところで、こうした事業者との連携、障がい者を雇用しているような、障がい者が通所しているようなサービス提供事業所だけではなく、通勤している、会社に入っている雇用関係にあるそうした事業所の取り組みということについては、牛久市としては関係性というか、そういう事業所に対しての情報提供、その他意見交換とかをする場があるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者差別解消法に基づきまして、行政機関においては義務づけがされて、各事業所等におきましては努力義務というものが課せられてございます。そうした中で、まずは市が行政機関として合理的な配慮を行うんだということを、事例を通して広く事業所等にも伝えながらいろいろな場面、協議会等もございまして。そういった中でサービスを提供している事業者さん等と話し合いを持ちながら、この地域として障がい者差別がなくなる、合理的な配慮がなされるような推進を図れるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今回の質問は、差別解消法の施行に伴って牛久市として全庁的にどういう問題があるかということをつまえているので、障がい者の雇用の問題等細かい点に入っていくと、これまた時間がなくなるので、ぜひとも障がい者サービスを提供している事業所だけでなく、障がい者を雇用している事業所との連携も十分に図って、差別の解消、それから合理的な配慮の提供というのをぜひ牛久市挙げて取り組んでかかれるような状況をつくり出していただきたいというふうをお願いを申し上げます。

続いて、障がい由来する紛争の防止に対する取り組みについてであります。

障がい者施設やグループホーム・ケアホームの建設をめぐる、これまでも地域に反対運動が起きたことがありました。こうした状況は、障がい者に対する理解が十分でないことから起きることもあると考えられます。

国では、障がいのある方も住みなれた地域で暮らせるよう方針が定められ、牛久市内でもこれからグループホームの設置を望む声が大きくなると考えられます。本来こうした施設の設置には、地域住民の同意を得なければならないというものではないのですが、地域住民への理解を求める対応をしていくこともトラブルの未然防止につながると考えます。牛久市における現

状と取り組みについてを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障がい者グループホーム等の設置につきましては、茨城県に指定申請及び事業開始届を提出し、開設することとなりますが、当該申請等の要件に地域住民の同意は必要となっておりません。

しかしながら、障がい者グループホームは、障がいのある方が地域の中で家庭的な雰囲気のもと共同の生活を行う住まいであることから、開設した後の地域の方との関係が大変重要と考えております。障がい者グループホーム開設の相談が市に寄せられたときには、事業所に地域の方への説明会を実施していただくようお願いし、最近の事例では説明会で地域の方から出た疑問や不安を解消するために事業者と行政区が協定を締結し、開設に至っております。

また、グループホーム開設後はグループホームにお住まいの方が地域の清掃や活動と一緒に参加する中で、交流を深めていただいている状況もございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この問題も、なかなかある一部分では、市としては取り組みにくい点もあろうというふうに住じております。答弁の中にもありましたように、こうした施設は県の許認可を受けてすることで、牛久市としてはこうした施設に対する直接的な監督権というものは存在していないということで、さまざまなトラブルの情報等は牛久市に寄せられるということも多いと思いますので、ここで県とのやはり連携ということも大変になってくると思っております。

私の住んでいる地域でも、かつて施設をめぐって地域住民とのトラブルがございました。こうしたときに、やはり私たちが相談するところは牛久市で、そして実際にその事業所の監督権を有する茨城県がそこに入ってということになって、牛久市は県との関係の中で私たちの地域のトラブルも鎮静化の方向で大変丁寧に動いていただいたということがございますけれども、県との情報交換というような点で言えば、連携していく体制というのは十分と言えるのか、その点を再度確認させていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 施設整備に当たりまして、あるいは運営に当たっての県との連携につきましては、議員の御質問にありましたとおり大変重要な問題でありまして、市といたしましても何か行政区、あるいは地域住民の方から御相談が寄せられた場合については、県との連携を密にしながら問題解決に当たってまいりたいと考えてございます。なお、地域の方々が障がい者に対する理解をさらに深めていただくためにも、障がい者のそういうグループ

ホームにお住まいの方々が地域に積極的に出られるような、そういった環境づくりも市としては進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 本当に、障がいをお持ちの方々が地域で暮らしていけるようにということで、国もそういう方向を示しながら、実際の受け皿としては本当にまだ困難なところが多々あるということで、これは地域への障がいに対する理解促進、啓発活動というのがやはり大変重要になってくるというふうに思っております。

そこで次の質問ということで、啓発活動について行ってまいります。

障害者差別解消法では、障がいのある人に対し不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供をするように求められていることは、先ほども申し上げました。市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を、障がいのある人などから意見を聞きながらつくることとされております。また、事業者に対しては対応指針を参考にして、障がい者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されております。

こうした法律の求めには、そもそも障がい者差別とは何か、何がそれに当たるのかなどについて理解していなければなりません。市役所だけでなく、事業所、地域、学校など、さまざまところで啓発活動を行うことが必要であると考えます。啓発活動においては、まずは何よりも現状を知ってもらうことが大切ではないかと考えます。障がい者差別に関する事例を障がいの方にお寄せいただき、その事例を改めて整理し、抜粋した事例をもとに市民向けのリーフレット、啓発資料を作成したり、講演会やシンポジウムを開催したりすることが考えられます。

同時に、障がいのある人とない人が気軽な雰囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障がいへの理解を広めていくといった取り組みも有効であると考えられます。啓発活動に関する市としての取り組みについて伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者差別法に係る啓発活動についてお答えさせていただきます。

まず、市職員に対します研修及び啓発等につきましては、昨年11月15日に開催いたしました「みんなのしあわせ見本市」におきまして広報活動を行い、12月7日から12月22日までの期間、障害者差別解消法の施行に向けて、障がい者御本人や御家族に差別や嫌な思いをした経験、必要な支援などの意見を聞くため、社会福祉課におきましてヒアリング調査を実施させていただきました。また、市管理職及び一般職を対象とした研修会を本年1月25日から

27日までの期間実施するとともに、常勤及び非常勤一般職員等の全職員に対しリーフレットを配付しております。

次に、市内事業所に対する研修につきましては、1月1日号の商工会だよりにおきまして、広報を掲載していただき、3月12日には介護及び障害福祉事業所向け研修を実施するとともに、参加者にリーフレットを配布いたしております。

また、5月25日には在宅ケアネットワークの会の医師、歯科医師、薬剤師の方に障害者差別解消法をテーマに研修を実施しております。

次に市民に対する啓発活動につきましては、FM「うしくうれしく放送」におきまして、障害者連合会の方々が障がい者への接し方について具体例をもとに話していただき、3月1日号の広報紙に掲載をさせていただき、啓発に努めております。

今後におきましても、引き続き市職員、事業所の研修、及び市民等への啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） これも、牛久市として庁内での取り組み、先ほども申しましたけれども対応要領等をつくって各課が合理的配慮をしなければいけないという時代において横断的な、社会福祉課が障がい者施策を推進していればいいという時代ではなく、各課が合理的配慮をしなければいけないのだという時代の中での研修ということで、これは大変重い意味を持つてくるというふうに思っております。

これは庁内だけではなくて、事業所、そして地域住民含めて同じように取り組んでいかなければいけないという中で、今牛久市の市役所での取り組みというのをお示しをいただいたわけですけれども、障害者連合会では地域の中へ出ていって地域の方々との交流を進める「交流お茶会」を実施したり、そして後でちょっと申し上げようかなと思ったんですけれども児童クラブのほうに出かけていって、児童クラブの児童の皆さんと交流をして理解を図っていただくというようなことも、実際に行われているというふうに思います。ですので、こうした障害者連合会の取り組みをやっぱりもっと支援していくということも、市としても重要ではないかなというふうに思います。その点についての連携を、御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず本市において、職員のほうをまず申し上げますと、今議員から御質問ありましたとおり市の中における対応要領というのを作成させていただいて、全職員がそれに向かって取り組む。あるいは、具体例を示した留意事項というのをおあわせて作成いたしまして、職員のスキルアッ

に努めていくということがございます。これらの作成に当たりましては、連合会の御協力をいただきながら障がい者の御家族等からも御意見をいただきながら、作成をしてきたというがございます。

今後においても連合会との連携を密にしながら、牛久市役所のみならず広く地域の中に障がいへの差別を取り除くんだと、地域一体となって住みよいまちづくりを進めていくんだという考えの中で連携をさらに強めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、続いて教育現場の取り組みについて伺います。

インクルーシブ教育の推進は、牛久市でも取り組みが進められていることから、今回は学校にかかわりのある保護者や見守り隊などへの働きかけについて伺いたいと思います。

学校で学ぶ児童生徒は、ともに学ぶ仲間として障がいのある児童生徒に接している中から自然と障がいについて学び、日常での寄り添い方、支援の仕方を身につけていると思っています。しかしながら、保護者などの中にはこうした障がいのある児童生徒を、正しく理解しているとは言えない方もいらっしゃるというふうに思っております。暮らしの中の何気ない言葉で、そうした児童生徒を差別していることに気づかないまま、子供たちに投げかけているということを私自身も見聞きしております。地域の方々の中には、登下校の際に児童の行動が障がいによるものだと理解がないまま、一方的に行動を規制したり押しつけたりしてしまうこともあるように見受けられます。

こうしたことから、今後保護者や地域の方々への障がいのある児童生徒への理解について、正しい理解をしていただけるよう機会を設けることも必要ではないかと考えます。牛久市として、教育の場における合理的配慮の一手段としての啓発活動への取り組みについて伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校における啓発活動ということですが、まず子供たちは日々の授業では障がいのある子供もいない子供もともに学び合いながら、助けたり助けられたりの関係を築く中で、相手の考えを受け入れたり自分の考えを伝えたりする中で、思いやりや優しさ、共感する心などが育っています。こうしたことを毎日積み重ねていく中で、今の子供たちが大人になったときに、障がい者にも優しいよき市民になってくれることを願っています。

また、保護者への啓発活動についてですが、向台小学校では特別な支援を要する児童に対する理解と連帯を啓発するために、「向台小学校手をつなぐ親の会」というのを組織しています。全ての保護者に入会の案内を出しており、毎年100人以上の保護者が入会しております。ここでは、保護者対象に特別支援教育にかかわる研修会や講演会を行ったり、特別支援学級在籍

の子供たちが主体になって行うティーパーティーなどを実施したりしています。このティーパーティーでは、保護者や地域の方々、卒業生を招き、子供たちが手づくりのおもてなしをしています。これらの活動は、毎年PTA総会の際に全保護者に報告されています。このような活動を通して、保護者や地域の方々に障がいに対する理解・啓発活動を行っています。

また神谷小学校では、社会福祉協議会や地域の方々を招きアイマスク体験や車椅子体験をしています。その中で子供たちと一緒に保護者も活動する学校もあります。これらのすばらしい取り組みについて今後他校にも紹介し、保護者に対しても障がいへの理解・啓発をさらに充実していきたいと思っています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久市の教育現場におけるインクルーシブ教育の推進、本当にこれは私もいろいろな点で皆様から御意見をいただいたり、私も先ほどのアイマスク体験等の授業などにも協力していることから、学校の取り組みの着実さというのを実感しておりますので、今答弁の中にもありましたように一部にとどまらずに、全市的な全校的な取り組みへと発展していただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは次に啓発活動から、4番目の障害者差別解消支援地域協議会について。これは、今回の法律でこうした協議会を設けるようにということでされておりますけれども、牛久市の取り組み状況を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、障害者差別解消法第17条におきまして「組織することができる」と定められております。

牛久市におきましては、現在設置はしておりませんが、既に設置しております牛久市障害者自立支援協議会と同様の組織構成であることから、牛久市障害者自立支援協議会の中で対応できるよう検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは次のところで、災害時における取り組みについて、障がいの方、障がい児の方への合理的配慮についてお尋ねをいたします。各項目それぞれ別個に質問する予定でしたが、時間の都合上それぞれの項目を一括して質問をさせていただきたいというふうに思っております。

牛久市では、今般国の災害対策基本法の一部改正に準じた形で、改めて地域防災計画が見直されました。これは、平成23年の東日本大震災において被災地全体の死者数のうち65歳

以上の高齢者がおよそ6割だったことや、障がい者の死亡率が全体の死亡率のおよそ2倍に上がったことから、対策の強化が図られたのだというふうに思っております。この問題に関するものとしては、障がいの方だけではなく要配慮対策という形で広い、外国の方であるとか子供であるとか、そうした方々を含めて要配慮者、どういう対策と。なおかつ、災害が発災したときに動けないということで、この方々をどうしていくかというような問題というところがあります。

そうしたことから、防災計画における要配慮者対策の位置づけ、そして避難行動要支援者支援計画の策定と、またこの全体の計画とともにそれぞれの人を念頭に置いた個別計画の策定というものも努力義務となっておりますけれども、そうしたものも必要というふうに国のほうでは示しております。この際は、まず一番大きな問題点としては、避難行動要支援者の名簿の策定ということで、こうした名簿の策定の状況と、それを事前提供して地域の方々と協力している部分と、そしてまた発災時本人の同意の有無にかかわらず、この名簿の情報を関係者に提供するというときにどうするのかということがあると思いますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、情報伝達をどう整備していくのかという点もございます。先ほどもホームページ上の情報発信をどうするのかということもありましたけれども、災害が発生したときに要配慮者へどういうふうに情報を伝達していくのかという、ハード・ソフト両面での整備が必要となることから、さまざまな検討を加えていく必要があるというふうに思いますが、この際交通防災課だけでなくさまざまな課と連携して推進していかなければいけないというふうに考えますので、それをどういうふうに取り組んでいくのかと、各部署がどのように取り組んでいくのか伺います。

それから、最後に避難所及び避難所以外における障がい者・障がい児への合理的配慮について質問をいたします。

発災後、被災された障がいの方々が避難所で暮らしていくためには、地域の理解とともにその避難所運営に対するマニュアル等の整備をし、こうした方々がよりよい環境を確保できるようにしていかなければならないと思っております。東日本大震災のときに大きな問題となり、そうした教訓が生かされたかと思えば、熊本地震でも同じような事態になっております。避難所に入ることができず、外の車の中で暮らし、そして配給のときに食料や水の配給を受けるために長時間並ぶ、そういうことができないので困っているということもあります。

そしてまた、こういった配慮が必要な方々への避難所として福祉避難所の設置が求められておりますけれども、民間施設の提供でこうした枠を取り入れたりというところで、さまざまに進められているというふうに思いますが。実は、熊本地震のときにはこうした福祉避難所があ

るということさえ知らなかったということが、問題点として挙げられておりました。こうした障がいのある方やその御家族が、危険とわかっているにもかかわらず自宅に住み続けたり、車の中に逃げ込んでいたりする状況をどんなふうにサポートしていくのか。避難生活における障がい者への合理的配慮の問題について、市の考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、市地域防災計画における配慮者対策の位置づけについての御質問にお答えいたします。

まず、要配慮者対策の体制整備についてですが、本計画では各項目ごとに担当部署を決定し、おのおのの事業を計画に沿って進めることとなっております。しかしながら、単独の部署では対応できないものが多く、部署間での情報共有や連携を深めながら行動マニュアル作成等について組織的に対応してまいります。

続いて、平常時での地域との支援体制の構築と避難準備情報などの発令時の対応でございますが、災害対策基本法第49条の1第2項の規定にのっとり、平常時から「見守り台帳」を各地域に配布し、支援体制づくりや情報共有を図っております。

各地域では、この名簿をもとにふだんから「顔の見える関係性」を構築していただいております。この地域でのつながりは災害時においても大いに役立つものと認識しております。今後とも、「見守り台帳」を平常時からの地域での支援体制づくりの柱として推進してまいります。

避難準備情報などの発令時は、同法第49条の1第3項の規定にのっとり、「避難行動要支援者名簿」を地域などに情報提供して、緊急時の支援体制を整えるべく台帳整備をしております。

なお、障がい者などの個人情報には極めて秘匿性が高く、情報の漏えい等には特段の注意を払う必要がある一方で、災害時の人命救助は何よりも優先すべきものであることから、今後先進事例などを参考といたしまして災害時地域への情報提供を、迅速かつ確実に行えるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、避難行動要支援者支援計画に当たりましては、孤立防止を目的とした平時の見守り活動が、災害など緊急時にも生かされると考えております。

民生委員、児童委員などの協力により、障がい者の方も含め整備した「見守り台帳」をもとに、障がい者の方が避難するためには地域の方の共助が必要不可欠となることから、各行政区等の御協力をいただきながら個々の避難支援プランを作成できるように検討いたします。

また、市内には多くの特養老人ホームもございます。この前もその委員長と話しまして、一

度委員長さんが一堂に会していろいろな防災、そしてお互いの連携を話し合おうということもいただきました。そういうことの一環として、やっぱり今までのこの防災の死角、または不十分なところにも多くの目を向ける必要があると思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 続きまして、避難行動要支援者の名簿の策定状況と事前提供、名簿の管理についての御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿の記載対象者といたしましては、牛久市地域防災計画において要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1級または2級を所持する方、療育手帳マルAまたはAを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、市の生活支援を受けている難病患者、「見守り台帳」に登録がある方、災害時の要支援者として登録した方、その他自治会または民生委員が支援の必要を認めた方となっており、名簿は交通防災課で保管・管理しております。

避難準備情報などが発令された場合、関係機関へ台帳情報を素早く確実に提供する仕組みづくりを行うとともに、これまでに培った平常時の見守り支援体制が災害時にも発揮できるよう、警察署・消防署・行政区及び地区社協・地域住民との連携を深め、災害に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 私からは、災害時の情報伝達についてでございますが、牛久市地域防災計画におきましては、電話・防災行政無線・FM「うしくうれしく放送」・エリアメール・かっぱメールなどを活用し、情報伝達体制の充実を図るものとされております。

障がい者への情報伝達手段としましては、これら情報伝達手段を活用いたしますが、例えば「具体的にわかりやすく、ゆっくり伝える」「何度も繰り返し情報を伝える」「文字や絵を組み合わせる」などの合理的配慮をしながら、情報伝達する必要が生じます。

しかしながら、それでも情報が伝わらない場合があると想定されることから、市職員、行政区の方々、民生委員、児童委員等が連携し、個々の障害者の方に情報が伝達できるよう努めてまいります。

続きまして、個別計画の作成の取り組みでございますが、災害が発生し、また災害が発生するおそれがあるときに、障がい者の方の避難を迅速に行うためには、あらかじめ誰が支援してどこの避難所等に避難させるか、一人一人の計画を定めておくことが必要となります。

さきの熊本震災におきましても、障がい者の方及びその保護者の方が避難所に行きたくても

トラブルを恐れて避難所に入れず、車上での生活を強いられ、生活物資の配給も受けられないといった問題が生じました。

今後におきましては、個別計画、避難所行動要支援者支援計画の作成もそうですが、障がい者の方の避難を支援する方及び避難所の確保、また避難所での個々の対応方法、避難所まで来れない方への対応等、熊本の震災で生じたさまざまな問題があることから、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 避難所及び避難所以外における障がい者への合理的配慮についての御質問にお答えいたします。

災害時の福祉避難所につきましては、市地域防災計画において市総合福祉センターの開設を計画しており、状況に応じて牛久運動公園や中央生涯学習センターを開設することとしております。

また、民間の特別養護老人ホームとの協定締結により、現在さくら園、博慈園、元気館の3施設を福祉避難所と指定し、市の要請により開設に御協力をいただけることとなっております。

なお、福祉避難所の情報につきましては、防災、高齢者・障害者担当の各部署が連携を図り、お知らせしてまいります。

今後は、他の特別養護老人ホームや障害者施設においても同様の協定を締結すべく、関係部署と連携して積極的に働きかけを行い、福祉避難所のさらなる充実を目指すとともに、防災訓練等を通じて現在の避難所運営マニュアルをより実践的な内容に改定してまいります。

また、避難所での障がい者の具体的な受入方法や支援体制につきましては、熊本地震の教訓を踏まえるとともに、市防災アドバイザーである山村武彦氏の助言を参考としながら対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ヒアリングでは、いろいろ細かい点まで言及して答弁書をつくっていただいたかと思いますが、簡単にしか触れなかったので大変申しわけございません。

次に、障害者差別解消を推進していく体制構築というところで、体制整備についてのお尋ねをする予定でしたけれども、これも今いろいろさまざまな点で取り組んで進んでいるということを実感できましたので、ここは省略させていただきたいと思います。

次の問題といたしまして、神谷踏切の改良・拡幅についての質問に移らせていただきます。

踏切道の安全対策については、昨日も同僚議員の一般質問がありました。市内の踏切道の安

全確保に関しては、まだまだ不十分な箇所があることを実感するとともに、地域住民にとっては切実な問題であることを改めて認識した次第であります。昨日の質問では、通学路上の踏切が指摘されておりましたが、牛久市内の踏切道の実態はどうなっているのでしょうか。市内の踏切道の現況、危険箇所等の把握と課題抽出について伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 市内踏切道の現況についての御質問にお答えをいたします。

現在、牛久市内に鉄道踏切は12カ所設置されております。構造別で分けてみますと、歩行者の通行専用のものが3カ所、自動車が通行可能なものが9カ所ございます。そのうちの2カ所につきましては、歩行者と自動車の通行が分かれている歩車道分離式に改良がされております。

踏切通行の危険箇所と問題点は、交通量と踏切の構造が伴っていないことで起こる通行停滞の発生でございます。したがって、接続道路の構造を含め改良を検討する必要があると考えております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、今回の質問の趣旨である神谷踏切の現況と課題について質問をさせていただきます。これは、その次の課題解決のための対応の1番目の国・JRの踏切対策に対応する指針というところ、そこまでもちょっと含んで質問してまいりたいと思っております。

神谷踏切の問題点の1つは、牛久駅からの距離に関係することですけれども、踏切の警報器が鳴り始めてから遮断機が上がるまでの時間が長いことが挙げられます。神谷踏切は牛久駅から1キロメートル以内とあって、下り電車が通過する際は電車が牛久駅に到着する前から警報器が鳴り始めます。そのため、牛久駅での停車時間が加味されることから、通過するまでに3分弱。時には上り列車の通過が重なり、またさらに運が悪いと次の下りの特急が続いてというようなこともあり、5分以上待つこともあります。

そのため長く待たせられるのを嫌って、警報器が鳴り始めても通過する車や、時に遮断機がおりかかっていても進入する人がいたりしています。議員の皆様のお手元には、参考資料としてグーグルの地図で検索した神谷踏切をストリートビューで表示したものを含めてお渡ししております。ごらんいただきながら、質問をお聞きいただければというふうに思っております。

この問題点は今の時間の問題と、そして問題点の2つ目は神谷踏切の幅員の狭さにあります。1枚目の写真をごらんいただいでわかるように、車1台分の幅しかありません。幅員については資料の2枚目をごらんいただいで、そこに描いてありますように車道が6メートルに対して踏切道は3メートルと、車道の半分となっております。このため、車は交互通行を余儀なくさ

れております。大抵は相互に譲り合って通行しておりますけれども、時に踏切を挟んでらみ合いという事態も起きております。また、歩行者や自転車利用者がいても、平気で車が進入することもあります。そんなときには、歩行者が踏切道から外れ、線路に一時的におりて車をやり過ごすなどの危険行為を誘発しております。

そして、この踏切の問題点の3つ目として、常磐線東側に沿って南北に延びる側道との関係で起きる危険です。側道と踏切道は直角に交差します。そのため、踏切の東側の側道からの進入では、特に牛久駅方面からの進入では踏切の縁石に乗り上げたり、構造物と接触したりする例もあります。そこに歩行者が通行していたり、待機していたりして、事故に巻き込まれる危険度が高い状況となっております。まさにこうした状況が、お手元の資料のグーグル地図のストリートビューに切り取られていました。きょうのこの質問のために、グーグルでも協力していただいたのかと思うぐらい、的確な資料となりました。しかし、これは全くの偶然というわけではなく、日常茶飯事だからこそグーグルの調査のときに映し出されたと言えるものです。

牛久市としては、こうした神谷踏切の現状と危険度を認識しているのか。そして、改良すべき対象として捉えているのか伺います。そして、こうした神谷踏切の課題解決のために、市としての取り組みとしてどういうことができるのかという点についても、あわせてお尋ねをいたします。

踏切対策としては、踏切道改良促進法の改正が行われ、国も対策のスピードアップ化を進めようとしております。そこで、踏切が危険だとして改良工事を行おうとするときに、市としては国やJR、県へどのように働きかけるのか、の点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） まず、神谷踏切の現況につきましてお答えをさせていただきます。

神谷踏切は現況の通行幅が約3メートル程度であり、歩行者と自動車の通行帯も分離がなされておらず、自動車の交互通行はもとより、歩行者と自動車の同時通行ができない状態にあります。特に、朝や夕方交通量ピーク時におきましては、円滑な通行が難しい状況が確認されております。

また、常磐線東側側道の牛久駅方面からの進入につきましては、現在は隅切り処理がなされていないことにより、道路の全幅員を使い踏切へ進入するため、対向車や本線車両の通行に影響が確認されております。このことにより、踏切改良の計画策定時には本線構造を含め総合的な検討が必要であると認識をしております。

それと、もう1点です。踏切の拡幅改良についてでございますが、昨日長田議員に御答弁をさせていただきましたとおり、基本的な国等の方針は「やむを得ない場合等を除いて立体交差とすることとし、統廃合等によりその除却に努めるべきもの」とされております。立体交差や

統廃合等は、全ての踏切に適用されるものではなく、踏切前後の歩道の状況など制約がございますが、道路管理者である牛久市などの自治体が整備費用の全額を負担することなどにより、踏切の拡幅が認められております。神谷踏切につきましては、西側にマンションや住宅などが既に建築されており、整備する上で大きな制約となっておりますが、一厚踏切と同様に歩道を整備することができれば、踏切拡幅整備についても可能であると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、最後に神谷踏切の安全性確保のために、踏切道の改良・拡幅を期待する地域住民の声をお伝えして、その声はどう応えるのかを伺いたいと思います。

車の通行量の点では、昨日質問で取り上げられた一厚踏切のほうが高いのは事実であります。しかしながら、危険度においては神谷踏切のほうが高い状況と言えると思っております。シルバーカーを押している高齢男性は、「踏切横断中に車が進入してきて、シルバーカーにひっかかりそうになったことがあった」と言っておりました。ベビーカーに赤ちゃんを乗せていたお母さんは、「後ろから迫ってくる車に追い立てられるように渡って、赤ちゃんが落ちてしまわないか心配した」という話もしていただきました。私自身も、車が踏切から出ようとするところに側道から自転車が進入してきて、ひやとしたこともありました。

こうした体験は、この踏切を利用する人なら誰もが経験していることであります。だからこそ、地域住民の全員が歩行者や自転車利用者の安全確保のために、改良してほしいというふうに願っているのであります。

昨日、一厚踏切が通学路の整備の問題として訴えられておりましたが、神谷踏切も牛久第二小学校への通学路の問題として捉えてほしいという保護者の方がいらっしゃいました。中央1丁目から二小のほうに通学する児童は、この踏切が横断できないために田宮跨線橋を渡らざるを得ないということで、車の心配をしているお母さんがいらっしゃいました。こうした神谷踏切の改良・拡幅を望む声は、今度のタウンミーティングでも市民の皆さんから話されると思いますが、市としては先ほどの答弁の中にもございましたけれども、積極的に踏切問題に取り組む姿勢があるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 神谷踏切につきましては、近隣住民の東西の移動に欠かせないものであるものと認識しており、住民の方より拡幅整備の要望等があることも把握しております。また、踏切の拡幅のみならず、先ほど申し上げましたとおりにあわせて踏切に接続する道路の改良も必要であると考えております。

拡幅整備に向けては、一厚踏切と同様に神谷踏切につきましてもJR東日本水戸支店に対し

計画協議書を提出し、今後拡幅整備を実施することを両者で確認しております。

具体的な時期につきましては、踏切前後の歩道整備や費用負担の問題、工事期間中の通行どめの協議など道路管理者と鉄道管理者との合意形成が必要であるため、中長期的な事業展開が必要でございます。

また、JR水戸支社管内において、踏切工事の可能な件数が年間1カ所のみとなっており、他の市町村間の順番待ちなども要因となっていることから、現段階におきましてはその整備時期は決まっておりません。

今後も引き続き鉄道管理者であるJR東日本との協議を継続し、早期の整備に向け努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 踏切の問題については今後も取り上げてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。そのときには、傍聴者が多いかもしれません。よろしくどうぞお願いいたします。

これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 以上で、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時21分休憩

午前11時40分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 改めまして、皆様おはようございます。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、学校現場の課題からであります。

1つ目として、スクールカウンセラーの常時設置とスクールソーシャルワーカーの設置についてであります。

学校では、チームとしての学校を求められております。そこには、学校が抱えている課題の複雑化、困難化を解消するための体制整備が必要とされております。我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかになっており、子供の貧困対策に対する大綱では学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的に対策を推進することとされ

ており、また配置を推進することとされております。学校は、複雑化、困難化した課題に対応し、子供たちに求められる力を身につけさせるため、教職員が心理や福祉などの専門性にに基づき、家庭や地域に働きかけていくための体制を整備することが必要であります。

そこで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの存在は大きいと思います。スクールカウンセラーは、心理の専門家として児童生徒へのカウンセリングや児童生徒への対応について、教職員、保護者への専門的な助言や援助を行っている専門職であります。また、スクールソーシャルワーカーは約100年前のアメリカで、不登校の生徒の支援などのために導入された訪問教師にそのルーツがあるとされております。日本においても、従来から教員は積極的に家庭を視野に入れて対応してきました。福祉の専門家として、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整、学校内におけるチーム態勢の構築、支援などの役割を果たしております。

平成7年のスクールカウンセラー導入に加えて、平成20年度からスクールソーシャルワーカーが導入されました。背景として、学校・家庭・地域の枠を越えたコーディネートや、学校におけるソーシャルワーク的なアプローチの需要が高まってきました。また、児童生徒の問題行動には、心の問題とともに家庭や学校、友人、地域社会などの環境の問題が複雑に絡み合っているところでもあります。子供を取り巻く環境が大きく変化をしていく中で、牛久市のスクールカウンセラーの利用状況についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 平成27年度のスクールカウンセラーの利用状況についてお答えします。

市では、県から派遣されたスクールカウンセラーを全小中学校に配置しております。小学校は平均すると年5回程度、中学校は月2回程度の配置となっております。年間の相談件数ですが、小学校においては児童が延べ67件、保護者が延べ59件です。中学校においては生徒が161件、保護者が65件となっております。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） スクールカウンセラーを受けたい保護者からの要望なんですけど、仕事をしていたり、またこのスクールカウンセラーを受けるには予約が必要ということで、今後いつでもどのときでも相談できる態勢をとということで、スクールカウンセラーの常時設置のお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、県派遣のスクールカウンセラーは常時配置をしておりますが、本市では学校の要望があれば市の非常勤職員を心の教室相談員として派遣しております。

また、市の教育センター「きぼうの広場」には臨床心理士も常駐しておりますので、児童生徒や保護者からカウンセリングの要望があれば、学校に訪問するなどして柔軟に対応しております。

今後も不安や悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添い、その解消に向けて市を挙げて取り組んでまいります。国も将来的にスクールカウンセラーの常時配置を検討しているところでもありますので、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、スクールソーシャルワーカーの設置についてお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） スクールカウンセラーと同様に、スクールソーシャルワーカーについても国は将来的に常時配置を検討しているところでもありますので、国の動向を注視しながら検討してまいります。

ただ、児童生徒の福祉的な問題解決に向けては、子供家庭課を初めとする関係機関と連携した取り組みが必要であり、本市でも取り組んでおります。具体的には、年度当初に指導課・子供家庭課・土浦児童相談所・きぼうの広場職員とともに全小中学校に訪問して、不登校傾向の児童生徒や家庭に問題を抱える児童生徒などの情報交換を行うとともに、支援方法について検討する機会をつくっております。また、必要に応じて同メンバーでケース会議も実施しております。

今後も、関係機関等との連携を進め、児童生徒が抱える問題をそれぞれの立場の強みを生かして、チームで解決するよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今年度から5年間、いばらき教育プランが策定されました。その中の基本方針4には、スクールカウンセラー配置事業として今茨城県の中には5校配置されているようですが、それを35校にふやそうと拡充の方針を立てております。またスクールソーシャルワーカー派遣事業は、小中学校に派遣を拡充していこうと県も呼びかけているようです。誰もが安心して学べる教育環境づくりを、さらに目指していただきたいと思います。

2つ目として、自殺予防教育について伺います。

平成22年以降、我が国の自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として年間2万5,000人以上の人がみずから命を絶っている現状にあります。その中でも、若年層の自殺者数の減少幅は他の年齢層に比べて小さく、若年層に対してはこれまで以上に自殺対策の強化を図っ

ていくことが求められております。

自殺予防教育を実施すべき背景には、子供たちが自殺の問題を抱えたときに誰に相談するかという、親でも教師でもなく圧倒的に同世代の友人であるという調査結果があります。打ち明けられた友人はどう対処すべきか、こうしたことを早い時期からしっかりと準備していくことは非常に大事なことだと思います。アメリカやフィンランドでは、実際に自殺予防教育を実施、既に高い効果を上げております。その内容としては、あくまでも統計的な事実を示し、自殺がいかに深刻な問題になっているかを指摘し、自殺の兆候や危険因子を教え、また自殺を深刻に考えている友人の心情を理解し、ロールプレイを通じて教育します。

自殺予防教育の導入には、学校・教員がその必要性を理解し、不安を解消し、抵抗感を軽減することがまず重要であることは認識しております。また、正しい知識とサポート体制の提供が必要であります。そこで、牛久市では自殺予防教育は実施しているか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 自殺予防についてですが、各学校に対して昨年度3回、組織的に対応できる体制の整備や研修の実施について通知しております。また、自殺者が長期休業明け直後にふえる傾向にあるので、各学校では長期休業が明ける前に、不登校や気になる児童生徒に対して電話連絡や家庭訪問を実施し、児童生徒の見守りを強化しています。ただ、子供を直接対象とした自殺予防教育の授業を行うことについては、身近な人の自殺を経験した子供が存在する可能性についても十分配慮する必要があり、万が一経験している子供がいた場合にはその子どもを自殺予防教育の中に加えるかどうか、事前に十分検討すべき課題となります。

そこで、命の大切さについては、道徳を初めさまざまな機会に指導しておりますが、子供を直接対象とした自殺予防教育の授業については、現在のところ実施はしていない状況です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今後は、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 日ごろ実施している教育活動の中に、自殺予防教育の基盤となる内容が多く含まれておりますので、まずはこの基盤となる既存の教育活動を充実させていきたいと考えています。例えば、道徳や保健体育を通して「命を尊重する教育」「身体の健康を育む教育」を充実させていきます。

また、本市では協働的な学習を推進しております。授業の中で、自分とは異なる思いや考えに触れることで多様性を認め合い、授業を通して仲間とのきずなを深め、暖かな人間関係の構築も目指しています。授業の中で、困ったときには友達に助けを求めるように、また友達に助けを求められたら最後まで友達にかかわるように声がけもしています。このような取り組みを

通して、授業はもちろんそれ以外のさまざまな場面で、困ったときには何でも相談できる子供同士の人間関係づくりを進めています。

さらに、本市ではクラスへの満足度や自己肯定感を調べるC&S調査を年2回、全児童対象に実施しています。この結果をもとに、クラスに居場所がないと感じていたり、自分自身に自信が持てなかったりする子供たちを授業の中で救っていきます。

お手元にある資料が、そのC&S調査の資料です。表側が、子供たちに学級の雰囲気と自己肯定感のアンケートをとっています。このアンケートを市内の小中学生6,900人全てに実施しています。この結果を集計したものが、裏の表です。上の表は、6月に実施したあるクラスのもので、右にいくと、横は満足度ですので「学級がとても満足している」という状況です。上にいくと自己肯定感ですので、自己肯定感がとても高いということになります。

そうしますと、25番の子供は学級に居場所もないし、自己肯定感も低いことがわかります。往々にして寝ていたり、表情が暗かったりします。この子供の名前は、右の表でわかります。「この子供は、授業が全くわからないのかな」また、「いじめに遭っているのかな」「家庭での虐待とか、さまざまな問題を抱えているのかな」、または「障がいがあって、クラスとうまくマッチしないのかな」とさまざま考えます。こうした子は、自殺ということに関しては危険な子であると捉えています。こうした子をふだんから観察して、面談をしたり授業の中で友達同士をつないだりしながら、豊かな関係の中で救っていってあげようと思っています。

下の表が、1月に実施したアンケートです。25番の子供が、右上にずっと入っていつてくれるのがわかります。こうした表は、校長先生も持っていますし、私も持っています。今までは、担任1人で対応していたんですが、今は校長先生初めみんなで対応しながら、この25番の子を救っていきます。

下のように、右上にずっと集まってくる学級は、学力もすごく高くなっていくという現象があります。授業を通して子供たちをみんな右上のほうに集めながら、学力も向上していこうとしています。こうした取り組みも、自殺予防につながっていくればなと思っています。

また、自殺対策基本法の一部を改正する法律も、4月1日より施行されました。今後は、文部科学省の主催の自殺予防に関する普及啓発会議等も予定されておりますので、子供を直接対象とした自殺予防教育については、その内容を参考にしながら実施についても検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 3つ目といたしまして、アタマジラミの対応マニュアル化についてであります。

今、再びふえ始めているアタマジラミであります。アタマジラミは、世界的に見ても子供への発症が多いことが報告されております。アタマジラミは卵を髪の毛に産みつけて、寄生して吸血を行います。我が国においても、発生の9割近くをゼロ歳から11歳の子供が占めております。シラミというと、かつて戦後の一時期に衛生環境が悪く蔓延したロコモジラミのイメージから「不潔」と受け取られがちですが、今日の子供たちを中心に発生しているアタマジラミはほとんど不潔で発生していることはありません。間違った情報から、いじめなどにつながることもあるのが現実であります。

そこで、アタマジラミの発生報告件数をお示してください。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、アタマジラミの発生件数についてお答えをいたします。
各小中学校に確認をいたしましたところ、平成27年度においてアタマジラミの発生が確認された学校につきましては小学校で7校、中学校ではございませんでした。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、保護者への周知方法について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 周知方法についてでございますが、各校ともアタマジラミが発生した場合には、保健室だよりやチラシなどを発行いたしまして保護者の皆様に周知をしているところでございます。

チラシ等につきましては、アタマジラミの特徴や症状、見つけ方などの基礎知識、また見つかった場合の駆除の仕方などを掲載し、保護者に注意喚起を促す内容というふうになっているところでございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 先ほども言いましたが、アタマジラミの認識が間違った情報で捉えられている傾向があり、また学校ごとに対応の仕方にばらつきが見られると保護者の方から御意見をいただきました。スピードのある対応をすべきであり、対応の統一を図るためにも対応マニュアルを作成してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 対応マニュアルの作成についてお答えを申し上げます。

アタマジラミが発生した場合、各校とも養護教諭を中心として対応しております。アタマジラミにつきましては、養護教諭の勉強会等を通じてお互いに共通理解を行い、知識を深めているところでございます。

実際の対応につきましては、校医の指導や保健所からのアドバイスもあり、各校の対応に大きな違いがないように努めているところでございます。また、県のホームページなどからもアタマジラミに関する対応マニュアルを閲覧することができますので、養護教諭以外の担任の先生などもアタマジラミの正しい知識や適切な対処方法の理解に役立てることが出来ます。

マニュアルにつきましては、養護教諭の勉強会等を通して各小中学校の対応について統一を図り、県などのマニュアルを参考にしながら対処していく考えでございます。

なお、アタマジラミが発生した場合については、感染拡大を防ぐ一方で、個々の児童生徒を傷つけないように慎重な対応が迫られる問題であるというふうと考えているところでもございます。こうしたことを踏まえて、適切な対応を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、第二幼稚園の給食移動の課題についてお伺いいたします。

第二幼稚園は、給食を牛久小学校に移動して食べます。温かい給食を食べれることは、子供たちにとって幸せであります。しかし、移動することの課題も見られます。

そこで、給食移動は週に何回か伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 第二幼稚園の給食移動についてお答えをいたします。

市立幼稚園での給食提供につきましては、保護者からの要望を受け、平成20年4月より試行的に第一幼稚園で実施、翌22年4月より2園で火曜・木曜・金曜日の週3回を給食提供日とし、保護者のお弁当づくりの軽減を図るとともに、栄養計算された偏りのないバランスの取れた給食提供として開始をいたしました。

現在は、保護者の愛情いっぱいのお弁当の日を月曜日に設け、火曜日から金曜日の週4回は牛久小学校へ移動して給食を食べる状況になってございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 移動する日には、晴れている日ばかりではありません。雨の日もあれば、冬になると雪の日もあります。小さい体で傘を差して、ぬれながら移動しなければなりません。安全性はどうなっているのか、伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

第二幼稚園の牛久小学校の間の市道につきましては、住宅地内の道路でもあり交通量も少な

いということで、幼稚園の職員が園児の安全を最優先に考えながら誘導し、安全に移動をさせているという状況がございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 移動するためには、また安全性もそうですが、保育時間を短縮しなければなりません。1年間の行事の中には運動会や発表会があり、そのための練習があります。給食のために保育時間を短縮し、慌ただしく移動するのが現実であります。この保育時間の短縮についてのお考えをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

保育時間の短縮につながるのではという御質問でございますが、確かに移動に要する時間が保育時間の短縮に全く影響がないというふうには、市としても考えているわけではございません。しかしながら、移動するための準備時間や移動時間は、園児・子供たちの集団行動や安全意識の醸成を養い、園児の社会性を育むことにも役立っていると考えているところでございます。また、小学校へ移動し学級給食を食べることは、園児にとっては小学校の雰囲気味わうという幼小連携にもつながると考えているところでございます。

さらには、異学年の園児が一堂に会し、同じ部屋で楽しい給食を食べることは、近年家庭生活での個食家庭がふえている中、食育にとってよい効果が生まれていると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 給食も、教育の一環であります。2クラスで給食をとることは慌ただしく、落ちついて食育活動は難しいです。時にイベント等で楽しく食べることはいいのですが、常日ごろになると月齢に合った教育はできません。また、1つの部屋ですと感染症や嘔吐などの予防対応も困難であります。今現在、第二幼稚園は、耐震補強工事のため牛久小学校で園生活を送っており、私自身、先日幼稚園に訪問をし、子供たちと給食を食べさせていただきました。クラスごとの給食は時間にゆとりがあり、落ちついた時間を過ごしている印象を受けました。

基本的指導内容の中に「食事環境の整備」の章があり、「食事にふさわしい環境を整え、ゆとりのある落ち着いた雰囲気ですることが望ましい」とあります。給食を教育と捉えていく中で、今後の学校給食の移動についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

現在の第二幼稚園の移動給食ということで、仮に幼稚園に給食を運搬するというような方法をとる場合には、食品衛生法及び学校給食法により学校給食における衛生管理の徹底としての学校給食衛生基準が法律上明確に位置づけられていることから、運搬等には温度管理等ができる給食専用運搬車両の導入、さらには食品を密封できる容器、さらには幼稚園舎内に給食配膳室の整備が必要となってまいります。当市では、温かい給食提供を目的に自校式給食を実施しており、校外へ運搬することは仮に至近距離であっても、その利点が少なからず失われてしまうというふうを考えているところでございます。

これらを総合的に勘案して、第二幼稚園につきましては引き続き現在の方法で給食提供を続けてまいりたいというふうを考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今の御答弁のように運搬にはさまざまな基準があるということで、それらをクリアして実際に小学校で単独調理をして、最寄りの幼稚園に配送している親子方式を千葉県東金市では採用しております。配送車は、リース式を利用しているそうです。子供たちの安全のためにも、給食は園舎で食べられるのが最高ではないかと思えます。環境整備を再度見直していただきたいと思えます。

次に、児童虐待防止対策について伺います。

昨年10月の報道によりますと、2014年度に全国で207カ所の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、前年度比20.5%増の8万8,931件。統計をとり始めた1990年度から24年連続でふえ、初めて8万件を超えたことが厚生労働省のまとめでわかりました。

児童虐待は子供への人権侵害であり、一度起きてしまうと子供の心に深い傷を残し、人格形成に重篤な影響を与え、時には知的発達のおくれを引き起し、情緒や行動面にも深刻な問題をもたらす可能性があります。場合によっては、命をも脅かすことになりかねません。また、児童虐待は特別な親、特別な子供に限られたものではなく、誰にでも起こり得る問題であります。

そこで、牛久市において児童虐待の相談件数を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきます児童虐待の相談件数でございますが、平成26年度につきましては実人員で71人、延べ498件ございました。昨年度、平成27年度は実人員54名、延べ332件となり、相談件数は平成25年度をピークに減少に転じている状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） その相談件数からどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

す。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど申しました相談件数等を見てみますと、虐待の未然防止に重点を置いて妊娠期から切れ目なく保健・福祉・教育部局が連携して事業を行ってきたことが、少しずつ成果としてあらわれてきているのではないかと感じているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、子育てが困難である状況がすぐに虐待に結びつくわけではありませんが、援助がされないままに発展して、それが虐待に至る場合もあります。今、家庭・地域における養育力が低下していると言われ、その中、子育ての孤立化や不安、負担感が増大しているのが現状であります。保護者の虐待による死亡事例の4割が、ゼロ歳児という現実があります。やはり、子育て支援は切れ目のない支援が大切であり、牛久版ネウボラの取り組みが発生子防につながると考えます。

発生子防の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 児童虐待の加害者は、どの年度を見ても約7割が母親でした。社会が複雑化する中、虐待は誰にでも起き得ることから、虐待に陥る前の段階でいかに早期に母親の育児や生活の不安を発見できるかが重要であります。

市では、虐待の発生子防の取り組みとして、妊娠期から虐待のリスクの高い心配な家庭には、保健師や家庭相談員が家庭訪問し、さまざまな不安や困難に寄り添い支援を行っております。

特に、若年の妊婦や精神疾患を有する妊婦、経済的に困窮している家庭にはさまざまな支援が必要な場合も多く、市の部局を越えた緊密な連携が必要でございます。

なお、連携は組織的に行っており、「牛久市要保護児童対策地域協議会」の仕組みの中で訪問期間や内容、終結のタイミングなどを検討しております。

さらに、今年度より保健センター内に「子育て世代包括支援センター」が開設され、虐待のリスクが高い新生児や乳児への支援が一層手厚くなりました。

今後とも、児童虐待は未然防止に重点を置いた施策を展開していきたいと思っております。母親には、より深層な心理対策が私は必要であるなど思っています。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、児童虐待の相談窓口の設置であります。

児童虐待は、経済的な要因、社会的な要因、個人的な要因など、さまざまな要因が複雑に絡

み合って起こる傾向にあります。この絡み合っている要因を要因ごとに相談窓口相談するのではなく、全て1つの窓口で対応して支援していく、児童虐待相談窓口の設置をし、未然に防ぐ対応策が必要であります。牛久市の御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 児童虐待の相談は、市民だけでなくさまざまな機関から市に寄せられ、家庭児童相談室で受理し、調査や訪問を行っております。休日や夜間も、年間数件ではありますが、家庭児童相談室の担当ケースワーカーが相談や通告に対応しております。

児童相談所においても、全国共通ダイヤルを含めて24時間体制で相談を受理しておりますが、緊急以外の相談の場合は翌日に市と協働で対応することが多くなっております。

お子さん自身が相談できる環境としましては、茨城県教育委員会の「子どもホットライン」が24時間の体制で相談を受けているほか、法務省の「子どもの人権SOSミニレター」による相談がございますが、まずは保育園や幼稚園、学校等、お子さんが安心して長時間過ごす場所において虐待が重篤化する前に周囲の大人がお子さんの変化に気づき、お子さんと保護者に声をかけていくことこそが、お子さんを守る第一歩と考えております。

お子さんがみずから相談できるような環境整備としては、今後も子どもホットライン等の周知を行ってまいります。専用ダイヤルの設置については市の相談内容や対応状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時16分休憩

午後1時20分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 皆様、こんにちは。午後ということで、大変お腹のほうもいっぱいになって、眠くなるのではないかとというのも想像されるんですが、そのような眠気を起こさないような質問に入りたいと思います。共産党の遠藤憲子でございます。通告に従いまして、一

般質問を行います。

今回は、2項目について執行部にお尋ねをいたします。公立幼稚園について、それと第6期の介護保険事業計画について、それぞれ質問を行います。

まず初めに、公立幼稚園について。その1点目では、幼稚園協議会での中間答申について伺います。

教育委員会は、公立幼稚園の今後のあり方を幼稚園運営協議会に諮問いたしました。昨日同僚議員の質問でも明らかになりましたように、「幼児教育の重要性とともに、公立として2園を維持する」、このような中間答申が出されました。内容について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 遠藤議員の幼稚園運営協議会の中間答申に関する御質問にお答えをいたします。

牛久市立幼稚園運営協議会は、教育委員会からの諮問を受け、昨年12月から本年3月までの間で3回開催をされ、「公立幼稚園については現状の2園体制を維持しつつ、第一幼稚園はひたち野うしく地区またはその周辺に整備する必要がある」との中間答申を示しました。その理由の中心といたしまして、幼児教育の重要性が語られております。幼児期の質の高い教育への投資は低所得者の出現を防ぎ、貧困の連鎖の解消、犯罪の減少につながり、地域社会の発展のための最も費用対効果の高い投資であるというアメリカでの調査結果があり、幼児教育がとても大切であるということであります。

そのほかにも、保護者の多様なニーズに対応するため、公立・私立の幼稚園、認定こども園など選択の幅が必要であること、幼稚園ニーズに対する定員確保のための必要性、セーフティネットとしての公立幼稚園の必要性など、さまざまな角度から第一幼稚園存続の必要性が論じられたところでございます。

また、幼児教育の質を高めていくために、公立・市立を問わず幼稚園教諭や保育士が研修や相談をする際のよりどころとなり、家庭教育のための家庭への支援も視野に入れた幼児教育センターの必要性が議論されました。

教育委員会といたしましても、協議会からの中間答申をいただき、幼児教育への投資の重要性を改めて認識し、第一幼稚園の存続は必要であると結論づけたところでございます。

なお、中間答申の中で示された幼児教育センターについての必要性は、当然感じているところでございますが、その具体化については今後の検討課題と考えているところでございます。

一方で牛久市では、平成17年度から保幼小連携を掲げまして、公立・私立、また幼稚園・保育園・認定こども園といった種別にかかわることなく連携を密にし、幼児期の教育のあり方などについて研修や相談等を行っており、こういった活動の拠点となるような既存施設の活用

や体制の整備を検討する必要があるというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） ただいま部長の御答弁で、中間答申では公立2園が必要であるという、1カ所は現在の第二幼稚園のあります牛久地区、そしてもう1カ所をひたち野うしく地区またはその周辺に整備という中間答申とのことでした。具体的なことにつきましては、秋ごろに出されます最終答申を待たなければなりません、第一幼稚園の保護者にとりましては「存続する」、このような中間答申にほっとしているというところではないかと思えます。

中間答申を受けまして、今部長の答弁の中にもありましたが教育委員会の考え方、このことについて再度ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、再質問にお答えをしてみたいと思えます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、教育委員会といたしましてもこの協議会の中間答申の内容を3月・4月の委員会の中で議論をいたしまして、この協議会の答申内容については当然受け入れるという決定をいたしたところでございます。したがって、この中間答申で協議会が示された内容というものについては、全面的に教育委員会としても支持をしているという状況でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 同じように、この幼稚園運営協議会の中間答申につきましては子ども・子育て会議、こちらでの報告もされたと聞きますが、市の子ども・子育て会議での考え方を伺いたいと思えます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

公立幼稚園につきましては、先ほど部長言われましたように3月・4月の2回の教育委員会定例会において、牛久市立幼稚園運営協議会の中間答申に基づく審議を通して、幼児教育への投資の重要性から第一幼稚園の存続は必要であると結論づけたと報告を受けております。

また、子ども・子育て会議については牛久市における子ども・子育て支援施策を議論する場であることから、幼稚園運営協議会から示された中間答申の内容について報告を行ったものと理解しております。

牛久市といたしましても、教育委員会の考え方を踏まえ、今後市長部局において策定が進められる教育大綱に公立幼稚園のあり方を明確に位置づけてまいりたいと考えております。

また、ひたち野うしく地区の中学校建設用地としてタキイ種苗牛久農場跡地を取得した場合

には、小中が接近した位置関係を生かし、幼稚園も加わり幼小中連携も視野に入れた整備も1つの案として検討してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今市長の御答弁の中に、ひたち野うしく中学校建設のことに触れられてまして、タキイ種苗の跡地についても検討、整備をしていく可能性があるというふうに向ったわけですが、今後の方向性としてやはり中間答申の中でひたち野地区、またはその周辺に整備という中間答申が出ましたけれども、再度今後の方向性としてこちらに整備をしていく、その可能性についてもう少し詳しくお尋ねをしたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

今回議論の中で、第一幼稚園を存続するに当たって、保護者委員も含めまして委員の皆様から幾つかの提案といえますか、要望という形で意見が出されたわけですが、その1点が「現在第一幼稚園がある中根小学校の隣接地に新たに用地を取得して、存続してほしい」という御意見。それからもう一方は、「今子育て世代が非常にふえているひたち野地区に、新たに幼稚園をつくってほしい」という意見。一方、事務局であります教育委員会のほうからは、そもそも第一幼稚園というものが岡田小学校の隣接地にあったということもございまして、そういったところも建設候補の1つとして、選択肢の1つとして考えていきたいというようなこちらからの御提案をさせていただいたということで、いずれにしましてもこういった案を中心にこれからの運営協議会の協議の中で、各委員からさまざまな御意見をいただいこうというふうを考えているところでございます。その上で、最終的にこの秋ないし年内くらいをめどに、最終答申の中でどういった答申をいただけるかということになっていくのかなというふうを考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今後の可能性について、「ひたち野うしく地区に」というようなことも可能性としてあるということでありました。中間答申では、今部長の答弁の中にありましたように、「幼児教育の質の向上には、幼稚園教諭や保育士が研修・相談する際のよりどころとなり、幼児教育に重要な家庭教育の充実のために家庭の支援を行う幼児教育センターとしての機能が大切である。そしてまた、この機能を発揮する実践の場として公立幼稚園を維持する」という御説明でしたが、現在市では部長の中にありましたように保幼小、この連携が非常に重視されています。既に、交流などさまざまな取り組みも始めております。家庭支援も含めて、スムーズに小学校への接続を進めていることも、十分承知しております。

今、国では何でも「連携」ということで言い始めておりますが、牛久市の場合には「幼児教

育を支援する」というこの事業の中で、かなり具体的にいろいろと連携の事業をやっておりますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の私立・公立全ての幼稚園と保育園が参加して保幼小連携の事業をやっておるんですが、例えば保育園・幼稚園の巡回相談といいまして、専門家の先生が定期的に保育園や幼稚園を訪問して園児の観察を行うとともに、教職員や保護者に対して指導法や子育てのアドバイスをしています。それから保育相談会といいまして、こちらも専門家の方を迎えて気になる子供への支援の仕方、これを専門的な立場から指導しています。

それから、保幼小行動連絡会というのがありまして、これは小学校地区ごとにその小学校地区の幼稚園と保育園の先生方が集まって、計画を立てまして、お互いに授業を見合うというようなこともしております。それからさまざまな気になる子、これの見取りを保育園・幼稚園・小学校連携していこうということで、その講演会も行っております。そうしたことを10年以上続けておる状況です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今教育長にも御答弁いただきましたが、牛久につきましたは保幼小、そういう幼児期の子供たちとそれから小学校の子供たちとの交流も含めて、スムーズに学校に通えるようかなり前から力を入れているということはわかりました。

今、幼稚園の中間答申の中では、幼児教育センターとしての機能をという内容がございました。将来的に、公立幼稚園も幼稚園業務以外に幼児教育の中心的な役割、これを担うようになるのではないかと思います。最終的には最終答申を待たなければわかりませんが、現在この幼児教育センターとしての機能、この点はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 2つ大きいのがありまして、1つは今2つの公立幼稚園は保護者の相談機能も充実しています。それから、幼小連携といいまして、幼稚園のアプローチカリキュラムから小学校のスタートカリキュラムというカリキュラムをつくって、そして幼稚園の卒業時期から小学校の入学時期にはこのレベルを教育していこうというふうな共通の項目を立てて、そのプログラムをつくっています。これを市内の私立の幼稚園や保育園にも広げていくことで、小1プロブレムの問題なども解決していければなと思うんですが。一番は、やっぱり公立幼稚園が長く先生もおりまして、小学校との連携も深いものですから、そこでいろいろなプログラムを先導的な研究をしているという状況です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 公立幼稚園に、そういうように保護者の相談が2つの幼稚園にあるということ。それから、幼小連携にかなり力を入れているということ。これが私立と比べましてやっぱり教育委員会としてきちっと責任のある公立の先生たちがかかわっている、そういうところでやはり幼児教育センター、こういう機能が今後重要になってくるのではないかと思います。私立の幼稚園では比較的若い先生が多い、それからまた先生たちの入れかわりがあるというようなことも伺っていますので、そういうようなところではやはり公立幼稚園としての役割が非常に重要になってくると思います。

その際に今度は公立幼稚園、今までの幼稚園業務以外に幼児教育センター、このような機能ももし加わるとなれば、園長先生初めそこで働いております先生たち、教諭たちがその任に今も当たっているかと思いますが、かなりその辺につきましては負担がふえるのではないかと、そのように指摘をする保護者の方もおりました。現在園長先生、第一・第二のお二人とも非常勤の特別職という身分でありました。子供の発達に寄り添い、責任のある方々がこのような待遇でいいのか、負担が多過ぎるのではないかと、このように疑問視する市民の方もおりました。その辺牛久市と、また教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園の先生に関する御質問ということになります。牛久市の公立幼稚園であります第一幼稚園と第二幼稚園には、現在常勤職員が4名、園長2名を含む非常勤職員が9名、特別支援のスクールアシスタントの先生が2名勤務をしている状況でございます。現在の園長2名につきましては、議員からもお話ありましたように小学校を退職された校長先生、そして元第一幼稚園の園長を務められておりました先生が退職後の雇用という形で従事をしていただいております。また、担任を務めていただいております常勤の教諭4名と、あわせて安定的な運営ができていますというふうに考えております。

保護者の方からも「ベテランの先生が担任しているのだから、安心して子供を任せられる」といった声もいただいているところでございます。今後、将来にわたり公立幼稚園を安定的に運営していくためには、計画的に専門職である幼稚園教諭を常勤職として適正数採用し、幼児教育の指導者とすべく育成をしていく必要があるというふうには考えております。

一方で、平成26年度決算での幼稚園の運営経費につきましては約5,860万円となっております。その大部分が人件費であるという事実もでございます。歳入としましては、入園料と授業料がありますが、合わせても約447万円、差し引き5,400万円以上の財政支出となっているという状況でございます。現在の入園料3,000円、そして授業料の月額4,000円という金額につきましては、昭和52年から約40年にわたって改定がされていないと

いうことも事実でございます。公立幼稚園を適正に維持し、幼児教育センター機能を加えた上で安定的な運営をしていくためにも、公立幼稚園が持つセーフティーネットの役割を踏まえた上で、これら授養料等の見直しも避けては通れない課題かなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今部長のほうから財政的な問題も出されましたが、現在園長先生は幼稚園のもちろん先生、それから小学校を退職された先生ということで、大変ベテランの先生というところでは献身的な取り組みをされていると思います。身分は非常勤特別職ということでは、その内容についてはほとんど変わらないということは重々承知しております。しかし、その方々の力をかりるだけでは今後事業の継続、非常にやはり幼稚園の運営、それから幼児教育センター、こういうような役割も果たさなければならないとなれば、それは非常に難しいということではないでしょうか。

市では、責任のある立場の方としてやっぱり待遇改善、それをしていくことや、そして充実をしていくということが重要と考えます。

今、部長のほうから金額的な問題ありましたが、こういう例えば幼児教育センターとしての役割を保幼小、そういう連携も含めまして国県の補助制度というもの、そういう問題についてはどうなのか。その辺についても伺いたいと思います。先生方の待遇改善、これは早急にやっぱり改善を求めるもので、この辺についても伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

保幼小連携に関する補助という部分につきましては、現状では特に保幼小連携をするための補助事業というものはない。逆に言うるといいますか、もともと牛久市が始めた平成17年・平成18年に保幼小連携の事業のモデル事業として指定をされた、そのときには補助があったというふうには聞いておりますが、その後は市単独事業としてこの事業を行っているというところでございます。

議員が御指摘の待遇という意味では、もちろん常勤職員ということをお示しいただいているとは思いますが、当然幼稚園の規模等を考えたときには適正な数の職員をどの時期にどう採用するかという部分につきましては、人事部門と十分な連携をとりながら、計画的な採用というものを今後考えていく必要があるというふうと考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今適正な規模ということでありました。中間答申の中でも出ている

と思いますが、この公立幼稚園の果たしている役割、私立でもあるかと思いますが気になる子、そして先ほどスクールアシスタントの方がやはり配置をされているというところでは、今後公立の役割というのは非常に重要だと思います。特別支援の子供たちも、この公立幼稚園の中ではふえているというふうに聞きましたし、金銭的な問題だけではなく、やはり市として公立をきちっと維持していく、そしてその中身を充実していく、その辺はやはり市が、教育委員会がやるべき内容だと思います。

今後につきましてはそういう適正な規模、そして財政的な問題も含めて市ではそういう子育て支援、その充実をしていくことを、これは要望として伝えておきたいと思います。

続きまして、第6期の介護保険事業について質問を進めてまいります。第6期の介護保険事業計画との関連で、市の考え方を伺います。

市内の高齢化率は約26%、4人に1人、もしくは3人に1人が65歳以上になるということになります。地域によっては、高齢世帯、ひとり暮らし世帯も確実にふえております。高齢者が多くなれば、介護保険の認定率も上がってまいります。それに伴い、利用者がふえる可能性は大変高いと言えます。

介護保険制度は、保険料支払い、要介護認定を経て、1割の自己負担で介護保険サービスを使う権利、これを保険給付の受給権といいます。それが保障される仕組みです。要介護認定を受けることは、保険料を払っている人の権利でもあります。しかし、今回要支援1・2のことを総合事業に分けるということ、市の窓口で要介護認定を受けるか、認定を受けずに市の総合支援事業に使うか、このような振り分けを行うことはこの根本原理にも反するものと言えます。

厚生労働省は、これによりまして要介護認定を促していく方、受けない人がふえていくと認めております。「本人の希望を尊重する」と言いますが、一方では窓口で総合支援事業のサービス利用を促していく、これは浅川老健局の振興課長の公言です。このような発言もあります。事実上認定申請権を侵害して、受給者を減らして介護給付を削減する、このことは明らかであります。

そこで質問をいたします。初めに、第6期の事業計画の施設整備の状況について、事業計画で掲げております施設整備の状況、さらに特養の待機者数、そして第7期の事業計画に向け今後の考え方について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問の平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画における介護施設の整備状況についてお答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、入所希望者が多く以前からいたことから、第5期まで

に整備いたしました特別養護老人ホーム4カ所、ベッド数288床に加えまして、第6期の期間中のベッド数100床増加の整備目標を立てております。整備の状況といたしましては、本年2月に「特別養護老人ホームグランヴィラ牛久」利用定員70名の開設、及び4月には「特別養護老人ホーム牛久さくら園」利用定員30人の増設が完了し、整備目標を達成しております。

そのほか介護老人保健施設、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の入所施設の整備数につきましては充足していることから、第6期計画中に整備目標を見込んでおりません。

平成30年度からの第7期介護保険事業計画の施設整備目標につきましては、特別養護老人ホームの入居を希望している牛久市民が平成28年4月時点で160人と依然多いこと等を含めて、今後ニーズ調査の上、向こう3年間で必要な介護施設の種類やその量、また日常生活圏域における配置等を給付費の推計と介護保険料とのバランスを勘案しながら、目標数を定めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今特養の待機者が160人ということでは、非常に今第6期では100床の増床をやったけれども、まだまだ特養というのが希望者が多い。その理由としては、やっぱり特養は値段というか利用料金の問題、それとそこで「ついの住みか」として入所ができるという、そういう問題を抱えていると思います。この問題につきましては第7期の事業計画、それが30年から始まると思いますが、その辺でしっかりとニーズ調査をしながら、介護保険料の問題もかかわりますので、検討をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、要支援1・2の総合支援事業の状況について伺います。牛久は、第6期の計画に総合支援事業を計画しております。現在、県内での市町村の実施状況について伺いたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 日常生活総合支援事業における茨城県内の状況についてお答えいたします。

平成28年度5月末現在、44市町村中当市を含め実施に至っている市町村は、日立市・ひたちなか市・高萩市・取手市・利根町・東海村・太子町の8市町村となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今後、今現在は44のうち8市町村という中では、この要支援1・

2の総合支援事業というのは平成29年までに移行というようなことも聞いております。今後、他の市町村の実施状況について、参考になります情報収集など把握をする必要もあるんじゃないかと思いますが、その点についてお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今後の予定についてお答えいたします。

今後、平成28年度中に開始を予定しておりますのは、坂東市・結城市・五霞町の3市町となっております。また、平成29年4月からは全国の市町村で開始となる予定となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、平成28年度中には板東等ということなんですが、牛久は比較的早くこの第6期の中で事業計画をしたわけなんですけれども、他の市町村は大変やはりいろいろと問題を抱えている中で、このように牛久とは違ったやり方でやったのではないかと思います。その辺の実施の内容ですね。市ではどこまで把握をされているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 他市町村の実施の状況でございますが、先ほど答弁申し上げましたように平成28年5月末現在で8市町村が実施しております。このうち日立市とひたちなか市につきましては牛久市と同じように平成27年度から実施をしているんですけれども、実施状況といたしましてはまだまだ利用者は少ないということで伺っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、実施が非常にほかの市町村ではおこなっている、その理由としては多分この総合支援事業というのがなかなか実態とそぐわない、こういうような状況が見受けられたのではないかと思います。牛久では第6期、平成27年にスタートしたときには牛久と日立、ひたちなかのこの3市だったというところでは、非常に計画の立て方、その辺が今後2つ目の質問とかかわってくるんですが、いろいろと実態が大変厳しい中で牛久はこの事業計画の中に入れたというふうに私は理解をしています。

そして2つ目の質問になりますが、要支援1・2、今まで介護保険でやっておりました。介護保険の中から総合支援事業、こういうふうに移行する、そういうような進め方が今行われております。移行のタイミング、すぐに要支援1・2が総合事業に移るのではないというふうには理解をしています。以前の質問の中でも、この要支援1・2の方で介護保険の利用も可能とい

う方もいらっしゃると思いますが、この要支援1・2の方の総合事業への移行のタイミング、それと利用実態はどうなのか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

牛久市におきましては、平成27年6月から日常生活支援総合事業を開始いたしまして、新規申請者以外の要支援認定者につきましては認定期間終了のタイミングで段階的に総合事業に移行しており、1年経過した本年平成28年6月1日現在、要支援者の全てが移行に至っております。平成28年4月末現在、217名が総合事業サービスを利用しており、うち要支援者は認定者616名中189名が利用しており、基本チェックリストによる事業対象者の利用は28名となっております。

この利用の状況でございますが、ほとんどの方はこれまで利用していた既存の事業所によるサービスを利用しておりまして、既存の事業所は「みなし指定」ということで平成33年度末までの期間でみなしの認定ということで、今までの事業を継続していただいているところです。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは要支援1・2の616名の方のうちに、この総合事業に移っているということなんですが、平成33年には全て総合事業のほうへというお話でした。現在のみなし利用、それが総合事業に移るということなんですが、実際この総合事業というのは内容的には生活支援、それからいろいろと利用できるサービスの種類が事業計画の中にも載っております。生活支援サービスのこの利用実態、先ほどの人数との関係もあるんですが、利用できるサービスの種類、そしてまた単価、個人負担は幾らなのか、そして利用者の人数について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市独自で定めました生活支援サービスにつきまして、現在利用できるサービスは、1つはシルバー人材センターに委託しております訪問型サービスで、シルバー会員による買い物、掃除、洗濯等の生活援助となっており、1回2時間程度で委託料単価は2,500円、そのうち利用者は所得に応じて1割から2割の負担となっております。現在この利用者は、2名となっております。

2つ目としまして、牛久小学校区の地区社協で行っている通所型サービスがあります。こちらは、市から毎年50万円の補助で実施しております。内容は、ボランティアによる体操、茶話会、手芸等で、利用者負担はございません。現在、こちらの利用者は6名となっております。

3つ目としまして、専門職がかかわる短期集中的な通所型サービスで、運動機能向上を目的

とした体力アップ教室、口腔機能向上を目的とした口腔教室があり、単価は1教室当たり体力アップ教室が12回で2,000円、口腔教室が6回で500円となっております。利用者は1教室当たり15名前後で、平成27年度は139名の利用がありました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今の御答弁の中の市がやっている生活支援サービス、シルバー人材センターのもの、それから牛久小の地区社協のサロンということであります。先ほどの人数との関係でいきますと、利用している人はシルバーのほうは2名、そして牛久小のサロンは6名ということですが、そうしますと現在ほかの方たちの通所・訪問のサービスについては、現状のままに利用されているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほど答弁の中でみなし指定ということで御答弁申し上げましたが、そのほかの方につきましてはこれまで受けていた、例えばデイサービス、またはヘルパーのサービスというのは既存の介護保険事業所からヘルパーにより実施しておりますので、これまでと同様のサービスを受けているということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、これまでと同様の方々もいらっしゃるということですが、その方たちは平成33年にこのみなし指定はなくなるというふうに私は理解したんですが、その辺の確認をいたします。

それと、事業計画の中にはいろいろとサービスの内容について載っております。今後のサービスについて見通しはどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

みなし指定は、平成33年度末で一旦切れますけれども、その後には市が事業所を指定いたしまして、指定期間は6年間になりますけれども、継続していただけるように今後も調整していきたいと考えております。

あと、今後の生活支援サービスにつきましては、今年度中に歯科衛生士・栄養士・理学療法士など専門職による訪問型サービスの実施を検討しております。単価は1回500円となっております。また、ボランティア等による通所型・訪問型サービスにつきましては牛久小学校区を皮切りに地域と十分に話し合いを持ちながら、各地区社協と検討して充実を目指していきたい

いと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今後のサービスについて、今年度中には歯科衛生士等の訪問のサービス、1回500円ということが打ち出されました。サービス提供者との協力関係を密にしていくことはもちろんではありますが、その中に牛久小の地区社協、その地区社協にこの事業についてほかの地域にも広めていきたいというようなことがありました。しかし、地区社協のほうに通うサロンというのは、ほかのところでは送迎というのがあると思いますが、たしかこのサロンに通うには送迎というのではなく、自分で行ける、さもなければ家族が送迎をするというようなことを聞いておりますが、その辺の改善はどうされるのか、どうか。サービス提供者との協力関係について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今牛久小学校区で実施しているサロンですけれども、今後各地区で実施していきたいということで、今後十分に話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますが、この趣旨というのは身近なところでサービスが受けられるようにということで、できるだけ近いところで必要なサービスが受けられるように今後も調整していきたいと考えております。

送迎については、今のところ実施はされておられません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、地区社協を今後話し合いで広めていきたいというところですが、地区社協は各小学校区に1つずつ設置をされております。場所によっては、かなり範囲があるのではないかと思います。その辺先ほどは50万円市のほうから補助をしているということですが、そうしますとこの辺につきましては今後拡大の方向というふうに理解するんですが、地区社協との話し合いはどの辺まで進んでいるのか伺います。各小学校区ではそれぞれ、あと行政区でもサロン活動をやっておりますが、その辺との関係についても伺いたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

現在、牛久小学校区で行っておりますけれども、今後順次準備ができたところから事業の実施をしていただけるようにと考えておまして、なかなか一緒に同時ということでは難しいと思うんですが、準備ができ次第事業を開始していきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そのサロン活動ですね、ただ、ボランティアということなんですが、この認定を受ける方、要支援は比較的軽度だというふうには理解されるんですが、要支援を受けながらそういうボランティアでのサービスというところでは、その辺の責任というんですか、もしかしたら適切な対応というか、その辺がこの地区社協の方々にも要求されるのではないかと思います、その辺のお考えはどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今地区社協で行っていますこのデイサービスにつきましては、担い手の方もボランティアということで、地域の中で要支援の方を支えるという仕組みというのも重要なものと考えておりますので、もし要支援の方が訪問看護であったり、例えば訪問リハビリだったり、そういう専門的なサービスが必要であれば、そういうサービスについても利用可能となっておりますので、要支援の方が重度化しないようなそういう取り組みにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、サロンの問題につきましてはいろいろと課題もあります。利用者の方々のきちっとした介護度を上げないようにするには、今後も課題となってくると思います。

3番目の質問に移りたいと思います。介護認定の申請を制限してはならないというところから伺います。介護保険の事業計画の中では、今回の総合事業の中で事業対象者、それから要支援者、一般高齢者、このような区分がされておりますが、この違いと窓口での振り分け方について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護認定の新規、また更新申請で相談があった場合に職員、これは高齢福祉課では対象者の方の状況と、どのようなサービスを希望されているかを聞き取ります。その内容によって、介護認定の申請をするか、チェックリストによる事業対象者としての利用を検討するかを御家族等と話し合って決定いたします。

要支援相当の状況で、訪問介護・通所介護以外のサービスを希望する場合は認定申請が必要となり、審査を受けていただきます。一方、訪問介護・通所介護のみの利用を希望される場合は、介護認定を受けなくてもチェックリストに該当すれば事業対象者としてサービスを受ける

ことができます。チェックリストに該当しなくなった場合につきましては、一般高齢者として一般介護予防事業の対象となります。この場合は、元気教室などを御案内しているところです。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、事業対象者・要支援者・一般高齢者、この違いについて説明がありました。私は、こういうふうな介護保険の問題について、全てやっぱり介護は必要になったときには市の相談窓口に行って認定を受けながら、その介護度によって利用サービスが受けられる、このように今までも理解をしておりましたし、それについてはそれを変えてほしくないという立場の者です。窓口で認定申請、こういうことで希望をしている人に対して、今のようなチェックリストということがありました。申請を制限するようなことをしてはならないと思います。本来介護保険に該当する人までも介護認定から外される、要支援者・要介護者を減らすことになってしまうのではないかと思います。

今基本チェックリスト、そのようなこともありました。介護予防事業の対象者を把握するため、これは何項目の簡単な質問項目があるのか伺います。そしてまた、介護認定をするときにはこれはケアマネジャーさん、訪問調査員の方が訪問をしてやっておりますが、その辺の違いについて伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほど御説明しましたチェックリストにつきましては、全部で25項目のチェック項目がございます。それと、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、このチェックリストでサービスが受けられる方というのは訪問介護・通所介護のサービスの場合のみでございますので、その方の状態によって御家族等とよく話し合いながら、要支援の認定を受けるか、そういうことについてはその場で説明をしながら決定をしているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 基本のチェックリストというのが25項目、簡単な質問項目というふうになると思いますね。訪問の調査員、これは認定をしてケアマネジャー等が自宅を訪ね、かなり詳しく、そしてまた調査を行いながら要介護認定というのはやると思いますね。そのほかにも医師の意見書、これがかかると思います。今の簡易な質問項目だけでは要介護の認定、要支援の認定は家族との相談をしながらということでしたけれども、非常にこれではチェックリストだけで振り分けを進めていくなれば、やはり本来要介護、必要に該当する人までが認定から外されるのではないのでしょうか。その辺のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

このチェックリストによる事業の振り分けということでございますが、先ほどからも説明していますように訪問介護、あるいは通所介護のみの場合はこのチェックリストでサービスを受けていただけます。この場合は認定調査、また医師の意見書、認定審査会というようなそういう段階を踏まなくても、そのサービスを受けていただけるということで、必要になったときにすぐにサービスを受けていただくという利点がございます。これによって、認定を制限しているということなんですけれども、決してそのようなことではございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 認定を制限するということはないという御答弁でしたが、入り口で通所、それから訪問のチェックリストをやって、必要となれば要支援者としての介護のサービスも受けられるということなんです、じゃあそれを一体誰が判断をするんですか。家族が「こういうことで変わったので、もう一度認定を受けたい」とか、そういうような誰からの情報によってそういうふうになっていくのか。やはり、非常に介護される家族、本人もそうだと思いますが、自分はチェックリストだけで例えばボランティアの方々のサロンに行く、そういうようなことになるのではないかと思います、果たしてそれが本当に介護保険の趣旨からすると妥当なのかどうか、その辺を再度伺いたいと思います。

専門的なサービス、全てがこういう問題、やはり高齢化につきましてはどうしても介護保険を利用する方が今後ふえてくると思います。結果的にこのサービスを受ければ介護度が上がって、保険給付費の増につながる、このようなことが根底にあるのではないかと思います。しかし、専門でありますホームヘルパーがかかわった場合、そしてまたボランティアがかかわった場合で、事後者のボランティア、サロンでも結構です。そういうことで介護度が上がるような、このような事例は今までであったのか。平成27年度からやっておりますので、かなりの例が出ているんじゃないかと思います。反対に今度は下がったような事例、そういうのはやっぱり市のほうで把握をしているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども説明しましたこのチェックリストによりサービスを受けられる訪問介護、また通所介護につきましては、今サロンというようなボランティアのサービスということで御質問ございましたが、これは先ほど言っているようにみなし指定の事業所、今までの介護保険事業所からの例えば訪問介護であればヘルパー、また通所介護であればプロの方のサービスでありまし

て、今御質問いただいているような内容ではございません。

繰り返しになってしまいますけれども、このチェックリストによって訪問介護、また通所介護のサービスを受けていただくことができます。また、その方の状況によって訪問看護、または通所でリハビリ等が必要になれば、介護認定の手続をしていただくということで、適切な内容のサービスを提供していているということで理解しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 要するにチェックリストで入り口、窓口に来た方について、今までですと介護の認定を受けたいとなれば窓口で全て受けまして、それでその先に進むと思いますが、入り口でもうチェックリストで「あなたは通院」、それから「訪問」、そういうところで窓口でもう既にここで分かれるということ、それで後になって介護が必要になればそういうふうな申請も可能というふうになってくることでは、高齢者の方々はそのような違い、これは国が進めるやり方なので市独自では変えるということは大変難しいかと思いますが、そのような高齢者に対しては決して優しくないやり方ではないかと思いますが。ほかの自治体でもこのようなやり方をやっているのかどうか、ちょっとその辺確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

この基本チェックリストにつきましては、これまでは二次予防事業の対象者の把握ということで利用しておりましたが、現在は必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを利用できるよう、本人の状況を確認するツールとして用いられているところでありまして、これは牛久市だけの取り組みではございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 先ほどから私も言っております、なぜこのようなことが進められたかと言えば、当然やはり高齢者がふえ、そして介護を受ける人がふえる、そうすれば給付費が当然ふえる。それで、特に2025年ですか団塊世代が75歳、これをやっぱり見据えまして何とか給付費を減らそうというようなことを国が考えたということになると思いますね。

介護では2014年に医療介護法、これに基づきまして要支援1・2、これを訪問介護・通所介護、介護保険から外して総合事業のサービスで対応している。先ほど言いました2017年には全ての自治体でスタートするということが決められております。

やはり団塊の世代が75歳になる2025年問題というのが、非常に大きな問題にもなっています。それは、昨日同僚議員の質問でもありました全国で認知症を発症している人数、20

12年には462万人、団塊世代が75歳になる2025年には700万人を超える、このような報道が出ているからだと思います。このような報道が多く出されている中で、「自分も、もしかしたら認知症になるのではないか」、このような不安は誰にでも起こり得ることだと改めて認識をさせられた次第であります。

今マスコミ、それから新聞や雑誌、認知症にならないための方策を取り上げているものが大変数多くあります。さらに、毎日介護施設への送迎バス、これを見かけることも多くなりました。いや応なしに考えさせられる光景だと思います。そして、今年度の予算にも認知症の早期発見、介護保険の特別会計の予算のことで、認知症の早期発見に、オレンジカフェなど市が重点を置いているこの事業が掲載をされております。この概要についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 認知症施策についての御質問にお答えいたします。

認知症施策につきましては、国が平成30年度までに実施しなければならないとする内容といたしまして、認知症地域推進員の配置、認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チームの設置、認知症サポーター養成や認知症カフェの開設等があります。

このうち、認知症サポーター養成と認知症カフェの開設につきましては既に実施済みであり、認知症地域推進員も平成27年度に配置しております。今年度の事業につきましては、認知症初期集中支援チームの結成を検討しており、これは専門職2名と認知症サポート医1名で構成し、認知症の方を早い段階から支援することを目的とするものです。サポート医につきましては、昨年度いずみ内科医院の医師が研修を受け、1名確保しております。

また、認知症の方やその家族を支援するためのサービス等を紹介するツール「認知症のケアパス」につきましては、現在作成中であります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今後の大きな高齢者の問題の中では、認知症に対する地域、そしてまた家族、御本人も含めて初期の支援が必要、そしてまた早期発見が必要だということは、今年度の事業の中からも把握することができます。

それで、認知症の方々のオレンジカフェですね。これは県の事業で、牛久でももちろんやっているんですが、その辺の事業内容について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 認知症カフェについてお答えいたします。

認知症カフェにつきましては、認知症の人と家族の会に委託をしている形で今市役所分庁舎のほうで月1回開催をしているところです。参加人数につきましても、各地からの視察等もあ

り、毎回30人前後の方が参加しています。また、市といたしましても先ほど答弁いたしました認知症地域推進員を配置いたしましてこの運営にかかわっているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この牛久市の先駆的な取り組みが、少しでも早期発見やまた家族、そしてまた御本人にとっても居場所となるように、ぜひこの事業についても推進をしていただきたいと思います。そして、私やはり今回の要支援1・2の総合事業、この総合事業に移されております通所型介護、そしてまた訪問介護、これは介護保険の在宅サービスの中心で今まであったわけですね。全国では310万人の方が使っております。牛久市でも六百十何人ですか、先ほど御答弁ありましたが、その方々が使っております。その利用を望む人々、今の私の言いました介護認定から締め出して総合事業に振り分けていく、本来ならば要介護に該当したはずの人までがこういうような別のサービスの対象にされてしまうということ、その人たちは要支援、そしてまた要介護者としての認識すらなくなるのではないかと思います。

政府は要介護状態を、「心身の状態を調べて、介護サービスの必要度を客観的、そして公平な判断を行う制度だ」と説明をしてきましたが、それでは認定を受けた人の中に専門職によるサービスを必要としない人がいる、このように決めつけて認定を省く仕組みまで導入しているということ。これは、介護認定の妥当性を否定するのに等しい自己矛盾ではないかと思います。このような矛盾に陥るのは、要支援者のサービスを保険給付から外そうとする、まさに「費用の縮減ありき」、これを第一に考えているからです。制度の維持や拡充に向けましては、被保険者に負担を強いるのではなく、今消費税の増税が今度延期というようなことも言われておりました。しかし、消費税の増税のたびに「社会保障に充てる」、こういうような説明はどの程度配分されているのか明らかにされておられません。まさに税金の集め方、また使い方についても今後につきましても追求していくことを申し述べ、質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時26分休憩

午後2時40分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って一般質問を進めてまいります。

今回は、1. 子育て支援、特に保育士の処遇改善について。2. 空き家対策についてです。初めに、子育て支援について。皆さん御承知のように「保育園落ちた」というブログから、「保育園落ちたの私だ」「保育士やめたの私だ」と、保護者や保育士の悲痛な叫びが全国各地に広がっています。安倍首相は、国会での質問に対し「本当か確かめようがない」などと答弁し、これに対してさらに怒りが広がっています。こうしたクローズアップされた待機児童問題です。

政府は、小規模保育や一時預かりなどを拡充する緊急対策をして、既存の施設に乳幼児を詰め込むような小手先としか思えない案などが示されています。ブログの件から慌てて対策を迫られたような対応の仕方は、実情をしっかりと認識していない国の浅い認識が見られます。保育士の処遇改善など、考えられる政策を総動員して待機児童の解消に努めるべきであり、政府が現在示している緊急対策では根本的な解決策にはならない状況であると考えます。まず、今全国的な問題となっている待機児童、保育士の処遇改善についての市の捉え方、考え方について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 御質問の待機児童、保育士の処遇改善についての市の捉え方、考え方についてお答えいたします。

牛久市では待機児童を解消するため、また保育サービスの向上のため、平成19年にふたばランド保育園を整備いたしました。以降、現在まで民間認可保育園を12園整備し、定員を700人から2,014人と約3倍にふやしてきたところでございます。

牛久市の待機児童数の現状も、平成22年度ころが最も多い時期でございましたが、平成25年度から3年間は年度当初は待機児童がいない状態となっております。施設の整備が進んだことによるものと思われまます。しかしながら、今年度は待機児童が出ております。今後は、人口情勢を見ながら施設整備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今答弁にありましたように、牛久市では認可園もかなりふやしてきたという経過があるわけですが、それでも今触れましたように待機児童は減らないという現実があるわけですね。背景には、低賃金の非正規雇用や、夫婦共働きの増加によるものと言われてきました。しかし、切実に保育所を求める親たちが多数いるのに、国も自治体も待機児童の定義を狭くして、ニーズから目を背けてきたことにも原因があるのではないかと、そうい

う指摘もあります。

塩崎厚生労働相は、定義から外れて待機児童と認定されなかった子供が、昨年4月時点で4万9,000人いたことを明らかにしています。つまり一口に待機児童と言っても、例えば通勤経路から離れた保育園、牛久で言えば例えば牛久町に住んでいる親子が上町ふれあいとかつつじが丘近辺の保育園に入れなくて、「奥野なら入れますよ」というふうに言われたとしても、例えばですけれども勤務地がつくばだったりしたら、二の足を踏んでしまうということになるわけです。でもこのケースは、待機児童としては計算されないわけですね。いわゆる定義から外れた潜在的な待機児童になってしまうわけです。また、兄弟別々の保育園を提示されても、やむを得ず断らざるを得ない場合もそうです。こうした事例は、待機児童数としては統計上除かれてしまうということになるわけですね。

そこで、市の待機児童の実態について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。公立・私立合わせて現在市の定員数は今2,014人でしたか、そういうふうになったということで拡充をしてきたと。それに対して、現在何人が定員に対して受け入れられているのか。それから、市の待機児童数についてですが、国の基準では何人であって、今例を申しましたように統計上除かれているのは何人なのか。その辺についてお伺いします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） それでは、まず平成28年の6月1日現在で保育園の定員数、先ほど申しました2,014人でございますが、利用しております児童の数は1,715人というのが6月1日現在の状況でございます。また、待機児童におきまして、国の基準等の話がございますが、平成28年6月1日現在の国の統計基準によります待機児童数は27人でございます。特定の保育園を希望する等、保護者の理由等によりまして待機しているため、統計から除かれてしまうと。先ほど御質問にございました統計から除かれる児童が15名ということで、合計合わせまして42名という待機児童となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） これだけ保育園をつくってきても、まだ42名の待機児がいるということですね。これまで何度も、私公立保育所の役割や必要性について質問してきましたけれども、前市長に至っては公立保育は「金食い虫」だという発想から、全面的に否定をされてきました。社協への移管も含めて、全て民間に移行するという方針でした。歴史的には、公立保育所は公的責任による保育を求める世論を受けて、「ポストの数ほど保育所を」と、民間の社会福祉法人とともに子育て拠点となってきました。

ところが、地方行革を看板に歴代政権のもとで公立保育所の廃止や民営化が進められ、19

99年の1万2,875カ所から2014年には9,791カ所へ、4分の1も減らされました。背景には、公立保育所の運営費の一般財源化が2004年に行われ、整備費の一般財源化が2006年に行われ、これらを進めていく中で国の責任を地方に転嫁してきたことにあります。つまり、公立保育所の運営費・建設費ともに補助金としては出さない。「一般財源だから、自分たちのところでお金を出してやるならやれ」というような、そういう方針に変えてきたわけですね。

安倍首相が待機児の受け皿の確保を掲げて2015年から始まった子ども・子育て新制度は、何と保育士のいない施設も認可するというもので、営利企業の参入拡大で解消を図ろうとしています。さきの同僚議員の質問にありましたが、保育園での死亡事故などの拡大が危惧される状況を生むことになることは間違いありません。しかも、5万人分は企業主導型保育として市町村が関与しない認可外施設をふやす方針です。

牛久においては、この間法人等による認可施設が設置されてきたことは、大変よかったですと思っていますが、今後において国の方針だからと営利企業の参入に道を開くようなことは絶対にやめていただきたいと考えております。問題は、保育士の待遇改善が急務であるということです。それなのに、問題をすりかえられているとしか思えないわけです。

保育士の確保について伺います。牛久の待機児童42人ということですが、市全体の定員に対して受け入れが満たない原因ということをどういうふうに捉えていらっしゃるのか。保育士が不足しているからではないかという側面もあると思います。市全体で何人保育士が不足しているのか、具体的な状況について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問ございましたとおり、本市におきましても保育士の不足によりまして定員まで確保できないという状態も生まれてきているところでございます。児童の受け入れを制限している保育園につきましても数園ございまして、不足している保育数といたしましては15人程度が不足している状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 牛久の現在の状況でいえば、42人の待機児童に対し15人の保育士が不足している。15人確保できれば、その辺の待機児童が解消されるということのかなというふうに捉えました。そして保育士の処遇改善、緊急課題であるわけですが、それと市の独自策について伺いたいと思います。

学費をかけて学んでも、生活を支える職業として選択するに値する賃金とは言えないということが出てきているわけですね。保育士の平均賃金は21万6,000円、これは2014年

の調査です。全産業の平均より約11万円以上も低くなっている。これは、補助金の単価が約19万9,920円と低く抑えられているからという指摘もあります。そのために、資格を持ちながら働いていない潜在保育士は、全国で76万人に上っていると言います。

では、保育士たちの働く現場はどうなっているのかということですが、仕事や専門性に給与が全然見合っていない。昼休みも残業代もワークライフバランスもない職場なのに、責任は重い。子供たちのお昼寝の時間も目まぐるしい。ゼロ歳児は5分置き、1歳児は10分置きに呼吸をチェックする。七夕などの季節の飾り物を制作し、園児一人一人の連絡帳や日報を記入し、その合間に昼食をつまむ。それでも終わらず、園児やクラスのファイルを持ち帰って保育計画をつくることもせざるを得ない。発達や家庭環境に問題がある子への対応を求められることもふえてきて、より専門性も必要になってきた。子供を育てることとあわせて、親育ての役割も大きくなっている。しかし、アルバイト学生や非正規職員がシフトに入る園も少なくない中で、保育士不足が保育の質の低下を招く懸念も出てきていると言います。

そこで、保育士の処遇改善と市の独自策についてですが、1つには国や県からの改善策は示されているのかどうか。また、保育士不足の対応として国が配置基準を変えようとしていることについては、どのような内容か。そしてもう1点、市が独自に処遇改善を行うことは考えられないかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず御質問のうち、国県の保育士の処遇改善策についてのお答えをさせていただきます。

施設を運営する費用として支払われます施設型給付費に処遇改善等加算を設け、職員の勤続年数や賃金改善等の取り組みに応じた人件費の加算を行っております。この加算は、基礎分と賃金改善要件分に分かれており、賃金改善要件分として支給される金額は全て職員の賃金改善に充てるものとされております。今年度におきましても、処遇改善について予算化のほうはされてございますが、しかし具体的なものにつきましてはいまだ示されていないという状況がございます。

また、保育士の配置基準の改正内容についての御質問でございますが、保育需要に応えるため保育の受け皿の拡大のため、特例として保育士の配置基準を改正してございます。第1といたしまして、保育士は最低2人は配置しなければならないとされておりますが、児童の少ない時間帯においては保育士と同等の知識と経験を有すると認められる者を配置することで、保育士を1人の配置とすることができるものが、まず1つ。第2といたしまして、幼稚園教諭・学校教諭・養護教諭を保育士にかえて配置することができるとするもの。第3といたしまして、延長保育を実施すると認可の際の最低基準上必要となる保育士数を上回って必要とする保育士

については、保育士と同等の知識と経験を有すると認められる者とする事ができるとするもの。この第2と第3を適用する場合には、保育士を3分の2以上配置しなければならないものとされており。以上が改正の内容でございます。

また、処遇改善の考え方についてでございますが、現在勤務しております保育士が離職することなく長く働き続けること、また離職した保育士が再び保育士として働くことが、保育の現場の安定が図られ、勤務する保育士の負担も軽減されていくものと考えられます。賃金の改善のほか、保育以外の業務負担を軽減し、保育に専念できる環境をつくる等環境整備も必要と考えます。

今年度の保育園等の運営のために、給付費については処遇等改善加算に加え、新たにチーム保育推進加算が新設されており、一定の要件を満たす施設につきましては保育士の負担軽減が図られるということとなっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） やはり、まだ国のほうでははっきりしたものは示されていないということ、そして配置基準を変えるということは保育士を拡充するというよりも、資格なしでもオーケーというような形で緩和をしてしまうということで、いろいろさまざまな現場での問題点が出てくるのではないかとことは十分考えられるような、そういう対応ではないかというふうに思うわけです。

市の独自策といっても、なかなかまだ余りはっきりしない部分があるのではないかとというふうにも思うんですが、さきの答弁の中で保育士の処遇改善について補助金を活用していくというような答弁も耳にしたような気がするんですが、その点について具体的にどのような改善策か、今の点とダブるような内容なのかどうか、その点について確認します。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育の処遇改善につきましては、国県等の補助金を活用するという中でのご話でございまして、そういった財源をしっかりと受けとめながら、各事業所等にそういう補助金の活用ができるような状態、そういうものを伝えていくということを徹底してまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 保育士の資格を持っている人が、処遇改善がもし十分されて魅力を感じて、いわゆる潜在保育士が再度働きたいと考えてもらうということも、1つの方法だと思います。ところが今いろいろお話ありましたけれども、なかなかそのような本来の処遇改善につながるような施策が、まだまだ見えてこないというのが現状ではないかと思いました。特

に、ゼロ歳から3歳のニーズが高いと言われているわけですが、この時期こそ人間としての基礎を育てるかけがえのない時期であるわけです。それぞれの年齢、その発達に見合った適切な保育をすることのできる、質の高い保育士が必要なわけです。

研修も大きな課題ではありますが、ここでは牛久での潜在保育士について何らかの形で把握をしているのか、把握しているとすれば何人くらいなのか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問のございました潜在保育士の把握は、現在のところされていないというのが現状です。ただ、国の先ほどあった補助金等を活用しながら保育士の掘り起こしをする中で、今議員が言われているような潜在的な保育士が職場に復帰できるような処遇改善策が、予算上盛り込まれているというのも事実でございまして、そういったものを今後県のほうの制度をうまく活用しながら、掘り起こしができていけばなど考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それと、保育士を養成する支援としてですが、平成28年度の当初予算で県では保育士就学資金等貸付費が13億円ほど全体で出ており、人口割で各市町村に割り振られてくるというふうに聞いておりますけれども、その点がどのように活用されるのかお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 県のほうで予算化しております保育士就学資金等貸付事業についてでございますが、今年度新規事業として茨城県が実施する事業でございまして、保育士の養成施設の学生を対象としまして、学費として月額5万円、入学・就職準備金として20万円を上限として貸し付けるというものでございまして、5年間県内施設で保育士として従事すると返還が免除されるという事業でございます。この貸付事業のほか、保育士補助者雇上費用、それと未就学児を持つ保育士復帰支援、先ほど申しました潜在保育士の再就職支援のための貸付事業というものもこの中に含まれてございまして、現在準備中でございますが、施行に向けて今県のほうで準備をしているというところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ただいまのお話の中で月額5万円、あと20万円ですか、準備金ということなんですけれども、この人口割で市町村に割り振られてくるという点では、牛久にどのくらい割り振られてくるのかとかということは、今わかっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在のところ、細かい具体的な割り振り数字というのは示されておられません。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） またもう1点、奨学金のことなんですが、龍ヶ崎市では奨学金として月3万円、これを県内初で決めたように聞いておりますけれども、牛久市ではそのようなことをしていく考えはあるのか、ないのかということについてお伺いします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきましても、保育士確保というのは難しい状況であり、既に入園時の制限をしている保育園も出ている状況となっております。市としましては、引き続き市内の保育園に職員の確保に努めていただくよう要請を行っていくとともに、保育士確保のため独自政策につきましては、今後国あるいは県、その他各市町村の動向を見させていいただいて、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ちょっと前に戻りますけれども、待機児童、要するに保育士が足りなくて待機児童がいるという保育園は公立なんでしょうか、私立なんでしょうか。そして、何園なんでしょうか。その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育士が定員まで確保できないで制限している保育園につきましては、私立の保育園2園でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 保育士の問題を取り上げてきたわけですが、格差と貧困の広がりですね、とりわけ子供の貧困が問題になっている中で、福祉としての保育、権利としての保育が一層重要になってきていると思います。保育所の役割は、ますます大きくなってきていると思います。全ての子供が平等に保育され、成長発達する権利が保障されるためには、国と市の責任は必要不可欠なことになってきていると思います。市が保育の実施責任を果たせるよう、保育制度の抜本的な改善と財源確保、それを国に求めることもあわせて行っていただきたいと思います。

そして、現場の状況をリアルに把握している市としては、国の施策に大きな矛盾があることがわかると思うんですね。ぜひ、国に対して実態の改善につながるような施策をとるよう、意

見を上げていただきたいと思います。保育政策、これはかつてなく注目を集めているところです。参議院選挙での重要な選挙争点にもなっているところです。野党共同で、保育士処遇改善法案というのも提出されていると聞いています。乳幼児期のケアと教育は、人格形成に大きな影響を与えるとして、EUの各国が充実に転換をしてきているという、そういう変化が世界的にも見られているようです。今、ここで日本においても転換できるかどうか、子供たちの命や未来のために注視をしていきたいと考えます。

次に、空き家対策についてです。

牛久市は、2012年に独自に条例を制定し、全国に先駆けて空き家対策に取り組んできました。それは空き家の適正管理、それだけではなく、それにプラスして空き家を有効活用する取り組みに対する支援を盛り込んで、全国でも数少ない先進事例となっていました。

その上で、昨年の5月に空き家対策を進める特別措置法が施行されて1年になります。私もその時点で、「どのような効果が期待されるか」と質問をいたしました。当時の答弁は、「最大のもは、特措法が施行されるという情報が周知されることにより、空き家管理者の意識が変わることだ。特措法は代執行や罰金などを伴うので、この事実を知るだけでも空き家所有者の自発的改善の意識が高まり、改善が進むことが期待される」、そういう答弁でした。

その後の市の取り組みについて、この1年間で何が進んできているのか、問題点は何かについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の「この1年間の進捗、それと問題点」、この御質問にお答えをいたします。

国におきまして、「適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全のために空き家の活用のための対応が必要」という背景から、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、国・県・市町村が一体となって空き家対策に取り組むことが規定されました。

牛久市としましては、従前より地域の方々から空き家に関する情報提供をいただき、市条例に基づき空き家に対する助言・指導を行い、改善・解決に努めているところです。

また、県内の空き家等の取り組みが先進的な9市で構成されました「茨城県空家等対策連絡協議会幹事会」の一員として牛久市も参加いたしまして、先進事例の情報収集や「空家等対策協議会」設置要綱案、また「空家等データベースシステム」について茨城県標準案を幹事会で作成してまいりました。

この1年間の対応を通しての問題点ということですが、先ほど御説明を申し上げました助

言・指導を行ってきている中で、改善・解決が図られた方もおりますが、反面、改善をしていただけない方がまだ多数おられ、これらの方への対応をどのようにしていくか、さらには所有者が不明な物件もございませう。こういった所有者不明の物件に対しての対処をどういうふうにしていくべきか、ということが課題として今考えているところです。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ただいまの答弁の中で、助言・指導によって改善を行っているということですが、具体的にどのように改善が行われてきたのかということもお伺いしたいと思います。そして空き家対策の現状、そして今後の方向性についてもう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空き家対策の現状と今後の方向性についてお答えをいたします。

現状といたしましては、平成24年の条例施行後、地域から情報のあった309件の空き家等では、改善または解決に至ったものが182件、まだ改善されていないものが127件ございます。これらも含め、引き続き情報提供いただいた空き家等に対する助言・指導を行ってまいります。

また、今後の方向性といたしましては、今年度内に牛久市空家等対策協議会を設立しまして、空き家等への対応策や活用方策について議論を深め、牛久市の空家等対策の方針を示す牛久市空家対策計画、これを作成してまいりたいと予定をしております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 空家等対策協議会を中心とした今後のスケジュールについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空家等対策協議会を中心とした今後のスケジュールの御質問にお答えをします。

現在、牛久市空家等対策協議会の設立に向けまして、国の空家等に関する施策の基本方針に基づき、協議会の委員構成を検討しているところでございます。今後、委員候補者の方々が所属する団体等へ推進の依頼を行い、委員の方を選定してまいりたいと考えております。

なお、委員を委嘱するに当たり、委員報酬条例の改定を今後予定しております。また、委員を委嘱した後、牛久市空家等対策協議会を設立する予定で進めているところでございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 空家等対策会議、空家バンクの具体的な進め方についてなんですけれども、空き家対策の取り組みについては前市長は牛久都市開発株式会社との共同で行うと

いうふうにしてきたわけですね。市長がかわって、今後どのように進めていくかということなんですけれども、1年前に私が質問したときにはそういうことだったわけですが、空家対策協議会を中心とした進め方で、市が中心となって進めていくということでよいのかどうか、その点について確認します。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 「空き家対策の取り組みについて、牛久都市開発株式会社との共同で行うということでしたが、今後どのように進めていくのか」ということについてお答えいたします。

牛久市では、平成24年7月に、牛久空家等の適正管理及び有効活用に関する条例を施行して、物件管理がされていない空き家等の対策を実施しております。同時に、条例では有効活用についても規定をしておりますが、空家バンクの運用に当たりましては、牛久都市開発株式会社と運営の可能性につきまして調整を進めてまいりましたが、不動産事業での資金面や人員等の確保が困難であること、行政が行うことによるバンク利用者内の信頼性を加味した結果から、今後、空家バンク制度につきましては牛久市が主体となり運営を行い、土地建物売買の専門家である茨城県宅地建物取引業組合と市の間で協定を締結して、空家バンク等への建物登録と賃貸や購入希望者との仲介をお願いする方向で進める考えでございます。

この場で、空き家に対するいろいろなお話がございます。これは民間の話でございまして、私たち市の所有している市営住宅、先ほど民間では309件ということでしたが、市で所有している市営住宅の空き家が何と58棟ございます。それも、平均して約40年から50年近くの家がそのようにございます。ですから、我々がこのように空き家等の対策をするように、もっと我々の手近な私たちが持っているものも一緒に考えないと、これは大きなつじつまが合わないんじゃないかと、私はそういう気もしております。

ですから、このようなバンク等の利用も考えながら市営住宅の空き家、そして市営住宅の再編も考えなきゃならない時期ではないかと私は思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今のお話ですと、当面とにかく市営住宅の古いところ、そういうところを中心にしながら進めていくというようなお話だったように思います。私は市の役割というのは、非常にこの問題に関しては重要だと思っているわけですね。地域との連携、それから情報の集約、それから所有者からの相談において地域・所有者に最も近い立場に市があるわけで、市役所の役割を踏まえて検討を行ってほしいと思っていたわけですが。

とにかく1年前の答弁では、何しろ牛久都市開発株式会社との共同というのが強調されてい

て、私は非常におかしいと思っていたわけですね。都市開発というのは、確かに多種の事業が何でもできることになっていて、どう見ても現状ではエスカートの管理でいっぱいとしか見受けられないわけです。そして、ましてや空き家対策といいますと、あくまで市が責任を持ってやらなければ不可能と思われる事業だと私も思っているわけです。それをそういうふうに言われていたので、何か意図することがあったのかもしれませんが。

市長がかわって、「前市長のやり方・考え方と違って、変更した」というふうにはっきり言われたほうがわかりやすいんじゃないか。その点どうですか、市長。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 改善すべきは改善して、そしてこれから市のために何が一番の制度となるのか、それを見きわめながらこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 私の質問とちょっとずれていますね。私は、都市開発株式会社と共同でやるというふうに前市長が言っていたことが、ちょっとおかしいんじゃないかとずっと思っていたわけですよ。今回もどうなのかなと思って質問しましたところ、「いや、そうじゃなくて、県のほうの事業と一緒に合わせて、市が中心になってやっていく」というふうに答弁されたわけで、それは大きな1つの転換だと私は受けとめたわけですよ。その点について市長はどのように考えるかという、考えるかといいますかはっきりおっしゃったほうがいいんじゃないかという、そういう質問だったわけです。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） はっきり言って、都市開発株式会社では無理でございます。私も一応就任してから、いろいろやっていることを随分見てきましたけれども、能力的にやっぱり人員的にも無理ですし、専務のほうは宅建業者の資格を取っているという話ではございません。やはり民間のそういう情報をベースにやらないと、こういうものは成熟しないと私は思っております。ですから、こういう空き家等のいろいろなものに関しては、やはり宅建協会の皆様といろいろな情報の交換をしながらやっていかないと、私は成り立っていかないと思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） そういう答弁を聞いたかったんです。

今、この空き家対策ですね、全国各地で真剣に取り組まれてきているわけですが、団地の中でも次々に空き家が目立ってくると住民が不安になってくるということがありまして、そういうたくさんの方が私どものところに届いてくるわけです。ですけれども、非常に難しい問題な

ので、まだまだこれからという時期でもあるかなというふうに思います。

それと、その空き家対策を進めるためには、空き家になってしまったところの対応ということだけではなくて、発生抑制ということも非常に重要な問題ではないかと思うわけですね。空き家についての意識を広く市民の間で醸成すること、それもあわせて必要になってくるというふうに思われます。とりわけ、所有者にとっては空き家とすることで維持管理等の負担が生じるとともに、周辺に迷惑を及ぼしかねないこと、地域にとっては空き家の増加によって防犯や防災等の面で地域の住環境に悪影響が生じるおそれがあることなどを、空き家に対する問題意識を高めること、それが空き家の発生抑制につながるものと考えます。

また、空き家化ということを予防するということは、それには耐震改修支援制度の推進とか、これまで何度も取り上げてきましたリフォーム制度の推進とか、そういうことも視野に入れて総合的に取り組んでいってほしいというふうに考えますが、まだその空き家の発生抑制ということまでにはどこも余り問題の中心にいていないところがあるかと思うんですけれども、そういうことも当然ちょっと今後牛久市の中では視野に入れて取り組んでいていただきたいと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の空き家になる前の予防策ということでございますが、確かに今鈴木議員の御質問の中でもありますように、当然啓発だとかそういった部分、そういったものも当然実行してかなければならないと思っています。そういった予防的な話もこの空家対策協議会、その中でも議論の1つとして取り上げられることになると思います。

また、今回の空家対策計画を策定するに当たって、現在お住まいの方に対しても今後居住をしていくのかどうか、居住継続していくのかどうか。そういったアンケートも実施したいというふうに考えております。そういったアンケートの回答から、もし空家バンクのほうで将来的に登録して、販売なりに活用するようなこと、そういったものにつなげていければということもひとつ考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時27分休憩

午後3時45分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問をいたします。

まずは、コミュニティバスの運行についてであります。

これまで何度となく質問をしてきましたが、ほとんど変わっていないというのが現状だと感じております。そのような中で今年度から担当課が1つになり、少しずつ進展するのではないかと考えられます。今年度からの現状、そしてまた今後の方針についてまずお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、牛久市コミュニティバス「かっぱ号」の現状についてお答えいたします。

現在、「かっぱ号」は通勤ライナーが2ルート24便、日中ルートが5ルートで57便を5台のバスで運行しております。年々利用者は増加し、昨年度は1年で29万人を超える方々に利用していただいております。市民の皆様にも認知されているところでございます。

しかしながら、市内東部地区への運行につきましても、いまだ実施できないという現状でございます。広大な東部地域をどのようなルートで運行すべきなのか、以前の運行廃止理由であるコストの面の検討、クリアしなければならない課題が山積みされております。

今年度策定予定の「牛久市地域公共交通網形成計画」では、東部地区においては過疎地有償運送事業の拡充を検討することとしております。そして、路線バス・JRとの連結性を高めるための広域的な公共交通ネットワークの構築を目指しております。

なお、先日守屋議員へお答えしたように、「圏央道北東エリアの連携交流協議会」に加入し、牛久だけのルートではなく、近隣市町との乗り入れの検討を開始いたしました。将来的には、より広域的な公共交通の連携を深め、進めてまいります。

稲広のほうにも、県のほうからこういう交通網について今いろいろとございますが、ただ稲広ではやっぱり牛久には適さない部分もございますので、今非常につくば市、それから阿見町、それから美浦村、稲敷市、龍ヶ崎市というふうなことで、いろいろな話をいただいております。その中においても、皆さんとこの交通ネットワークが、そしてまた今管財課がこの広域交通を担当しておりますが、済みません、管財じゃなくて企画のほうでやっておりましたが、その後組織的な見直しをすることも必要であるのではないかと、今議論している状況でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今市長のほうからる答弁があったわけですが、今回の一般質問の中でもこの公共交通の充実ということが述べられておりました。今市長の答弁の中でも圏央道関連、またつくば市との連携、近隣市町村との連携というものも言われておりましたが、しかしそれらのことを考えた場合に、あわせて真の牛久市の公共交通を充実できるかということになりますと、甚だ疑問と考えるわけであります。

市長ではなく担当課として、このような問題をどのように考えるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの利根川議員の御質問にお答えいたします。

市民の方皆様にコミュニティバス等を利用していただいて、満足できるところを100%行くというのが理想ではございますが、確かに昨年度実施しましたアンケートを見ましても、68%の方が公共交通を利用したいという御意見もいただいております。その中で最善を尽くしますが、なかなか難しい点がございます。なるべく市民の方の要望に応えるように、頑張っていきたいと思っております。

それと、地域との連携につきましても、お互い弱い部分、その部分を補えるような形で今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） これまで何度も質問してきた中では、「地域の意見を聞きながら」とかということが非常に多かったんですね。もう少し具体的に、リアルに物事を捉えられたらどうかというふうに思うんですが、例えば極端な話ですけれども奥原の人たちが中央図書館や牛久駅・市役所など、また新地にお住まいの方が斎場やクリーンセンターのリサイクルプラザへ公共交通を使って行くことができるのかどうかという問題ですよね。おのずと、ここに結論が出ているのではないかと思います。蛇足ながらどのように考えているのか再度お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 確かに新地町と奥原となると、牛久の端から端というような形になってしまいます。奥野地区の方に関しましては、過疎地有償運送で補うことができると思うんですが、確かに新地のほう、そちらからは公共交通を乗り継いだりとか、それと路線バスですか、そういったものを乗り継いでいかなければいけないという御迷惑をかけているところはあります。今後、網計画の中でも、そういったことも解消できるような形で研究し

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） これの具体的な問題は、これまでも何度も取り上げてきたことなんです、それは公共交通に対する充実、また職員体制も含めてこれまで質問してきたわけですが、先ほどの市長の話ですと、体制については検討する旨の発言ありましたけれども、今年度からの体制と現在担当している職員、公共交通は何人なのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 今年度からの公共交通担当部署といたしましては、昨年度まで公共交通を担当しておりました都市計画課、それとかっぱ号、これを担当しております社会福祉課、こちらが本年度から政策企画課のほうに移管しております。体制につきましては、課長を含めまして4人の職員でやっております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） それでは、もう少し具体的に聞きますけれども、政策企画課ですか、いろいろな仕事がありますよね。そして、その中で仕事の分担をされていますよね。特に公共交通の担当職員というのは1人じゃないですか。その点について確認します。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 現在、政策企画課のほう課長を含めて4人で、担当3人なんですけれども、確かに御指摘のとおり公共交通に関しましては1人の職員が主担当でやっております。また、そのほかの職員のほうでサポートしながらやっている状況でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） それでは、これから連携しようとしている他の市町村ですね。他の市町村では、じゃあこの公共交通の政策等を含めて担当課というのは設置されているのかどうか。また、職員数もどのくらいいるのか、把握されておられれば答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 他市の状況としましては、つくば市のほうで総合交通政策課というところが所管しております。こちらにつきましては、管理職・臨時職員を含めまして6名体制でやっております。それと土浦市につきましては、コミュニティバスの運行と事務全般についてはNPOに委託しているということです。そのほかにつきましては、都市計画課の都市交通係で3名で対応しております。あと龍ヶ崎市におきましては、交通防犯課の交通政策グループ3名で担当しております。取手市におきましては、都市計画課の地域振興係3名でやはり担当しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） この公共交通の充実については当初から、計画が策定される前から新たな課をつくって実行していかなければ、十分に対応できないのではないかという指摘もしてきました。もう四、五年になりますかね、同じようなことをいつも言っているわけですが、今市長が多少なりとも体制を変えていきたいということ、これに期待するわけですがけれども。

そういう中で、1つはスクールバスの問題ですね。奥野小学校・二中の小規模特認校の問題ですが、学区を外して小規模特認校としてスタートしようとしているわけですがけれども、これはやっぱり交通問題が課題ですね。学校に登下校の責任は、これは当然教育委員会にあるというふうに私どもは認識しておりますけれども、来年度からこの特認校を進めていくわけでありまして、この交通問題についてどのように考えているのか、コミュニティバスの利用を含めてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの利根川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員から今ございましたように、奥野小学校と牛久第二中学校につきましては来年度より正式に小規模特認校として指定を行い、市内であればどの地域からでも通学できるようにということになる予定でございます。本年度につきましては、試行といたしまして保護者等による送迎を条件に、区域外就学の許可という形で通学を許可しているところでございます。現在、中学生が2名、小学生が5名、区域外から就学をしているという状況でございます。

「来年度以降の通学手段についてはどうなんだ」という御質問になりますが、現在通学審議会での問題につきましては引き続き検討するというにしているところでございまして、現時点では決定はされていないというのが現状でございます。

ちなみに、他の自治体のこういった小規模特認校の対応状況というものを調べてみますと、やはりスクールバスを用意したり、あとまた保護者の送迎を条件としたりということで、対応についてはまちまちであるということが現状でございます。

ただいづれにいたしましても、区域外から通学をする子供たちの安全性、そして利便性、またスクールバス等を用意する場合におけるコスト面など、さまざまな角度からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。また、奥野地域以外全域からということになりますので、その年度・その年度でどの地域からどのくらいの子供が通学を希望するかということによっても、やはり通学手段というものを考えていかざるを得ない状況もあるというふうに考えております。ですから、実際に具体的な例を一つ一つここでどうだこうだということを行う段階ではないと思っておりますけれども、そういったものをいろいろシミュレーション

をしながら、コスト面、それからコミュニティバスにつきましては早急に全域にということにはちょっと難しいと思いますので、まずは子供たちをどうやって通学させるかということについて検討を進めていきたいという考えでいるところでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 検討するに当たって、スクールバスの運行ということが考えられるわけですが、現在奥野小学校にはスクールバスが運行されております。これは、僻地教育振興法に基づき、ちょっと名前が余りよくないんですが、これ昭和29年に制定された法律なんですが、この法律に基づいて小学校で4キロメートル、中学校で6キロメートルとしているからだというふうに思います。その当時、例えば岡田小学校は女化にあった分校を統廃合して、女化からも当時は岡田小学校までスクールバスが出ていた時期もありました。これは、もう40年くらい前になりますかね。それで、奥野小学校については久野に小学校がありましたよね、久野でなかったっけ。1つないし2つを統廃合して、スクールバスをつくっていた。それで小坂団地、大体小坂団地の一番遠いところで奥野小学校まで4キロメートルありますから、こういうスクールバスを運行していたということになると思います。

スクールバス購入についても、国の補助が半分出るというふうに言われております。それは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、この条項においてスクールバスの購入費を負担する。そしてまた、運営費用については地方交付税の対象にもなるというふうにも言われております。こういったスクールバスの運行、子供たちの登下校時の問題については、文部科学省と警視庁、総務省、国土交通省と連携して「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」、これ平成18年2月に出された通達だそうですが、各都道府県と指定都市教育委員会に対して発せられているそうであります。路線バスやスクールバスを活用して送迎する、登下校時の安全確保を保障するということで、これらのスクールバスの補助金等も行われておりますので、ぜひこれも検討していただきたいと。

そういう中で、僻地における補助等ということで4つあるわけですが、人口の過疎現象に起因する児童生徒の減少に対処するための学校の統廃合、また過疎地域等でのバス路線の運行廃止ということで、全てぴったり合うということではないですが、これらの2つの項目が特認校として奥野小学校、そしてまた二中においては検討に値するというふうに思うんですが、これらを含めてぜひスクールバスの運行等についても検討していただきたいというふうに思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、再度の御質問にお答えをいたします。

ただいまいろいろと御提案というか、いろいろな情報を教えていただきましたので、再度

お部屋のほうに伺わせていただいて、詳しくお聞きした上で文科省と関係省庁等に問い合わせをして、今回の件に適用ができるのかどうか、そういったものも含めて十分な検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 文科省の問題、国交省の問題といろいろありますけれども、例えば平成21年、ちょっと古いんですが中教審の資料もこの通学距離についての意見が数多く出されて、中教審としてもこの通学路の問題について安全対策の問題について資料等を用意し、審議をされております。

このように考えますと、現在政策企画課だけでなく教育委員会も含めて、このコミュニティバスの運行、これらを購入もあわせて検討すべきと考えますが、この提案については教育委員会のほうでは無理ですから、担当課のほうとしてはどのように考えるのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 公共交通問題を検討しております地域公共交通会議ですね、こちらの中に現在教育関係者がおりません。子育て世代の意見を反映するというところでPTAの代表の方は入っていただいているんですが、今後の改選の時点で教育関係者も入っていただいて、そういったスクールバスとかコミュニティバスも、あわせて検討していただくような形で検討してまいりたいと思っています。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今年度国土交通省のほうから職員の方が就任されておりますが、最大限努力をしていただき、能力を発揮していただきたいと思うわけですが、国土交通省交通政策審議会の委員の加藤博和氏、この方は私たち地方議員が公共交通政策に臨む際に心得る6カ条というものを提案しておりました。これらをもとに、多少質問をしたいと思います。

モータリゼーションによる交通事情の大きな変化、そして地域公共交通の活性化及び再生に関する法律などが制定をされてから約10年たちました。その間、国は法律や制度を毎年のように変えてきております。国は主体的、先導的に取り組んでいる地域を、集中支援する体制をとっているというふうにも言われております。その結果、格差はますます拡大しております。しかしながら、先進地域のまねをしても100%失敗するともこの方は指摘をされております。

これまで、地域公共交通会議が法改正によって協議会に改められていくというふうに思いますが、この交通会議と協議会の違いというものをどのように認識をされているのか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御指摘なんですけど、大変申しわけないんですけども、そこまでの認識はございませんでした。今後、今おっしゃられた方のこと、それをちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 協議会になるということで鉄軌道、これは鉄道ですね、それとまた定期船、船とかですね、そのように移動手段のある業種の人たちをこの協議会の中に入れて、そしてまたその運営状況、そういったものにも踏み込むことができるというふうに私は判断をしているんですけども、そのようなことで会議から協議会に変わってできる範囲が広がったというふうに認識をしてもらえばいいというふうに思います。

それで、先ほど部長のほうから答弁ありました地域公共交通網形成計画の策定計画、これはいつごろ計画され、公表されるのか。この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 網計画のほうなんですけど、既に案ができております。今度の6月22日なんですけれども、この日に公共交通会議を開催しますので、この中で決定するような予定ではおります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうしますと、公共交通会議のほうで協議会のほうに移行するというふうにはないというふうに判断するわけですけども、これまで部長のほうからも答弁されました。そしてまた、前任者の方もアンケートによる意見を収集しながら、そしてまた各地域の代表者の方の意見を聞きながらということで、今後も進めていくのではないかとというふうに思うんですが、それでは私は不十分ではないかとというふうに考えます。協議会のメンバーは、特に利用者、そしてまた今コミュニティバスを運行しているバスの運転手とか、そしてまた路線バス、タクシーの運転手等を入れていかなければ、地域の実態、例えば奥原に住んでいる人たちはどういう気持ちなのか、それとも小坂団地や刈谷やみどり野なんかも含めて運転手の方はよくお話ししたり、乗りおりというのを十分見ていますから、非常にリアルに詳しいと思うんですが、この協議会のメンバーにこれらの人を入れるつもりはあるのかどうか、この点について。

そしてまた、活性化法第1条で「オーダーメイドの計画」「創意工夫の推進」を挙げております。学識経験者などを最初から入れると、ほかの地域のまねや研究成果などが先行する可能性があります。先ほども述べたとおり、成功事例等のまねではうまくいかないというのが全国的な事例であらわれております。計画進行後、専門家や学識経験者を招致し、模倣ではない牛

久市のオーダーメイドの道筋を示すようにすべきと考えるわけであります。これまでと同じような道をたどるのではなく、ぜひ発想の転換をしていただいて、この協議会というものを再度結成に当たって見直してほしいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 確かにおっしゃるとおり、運転手さんとか実際に現場で働いている方、こういった方の意見というのは非常に貴重なものだと思っております。それと、先進地のまねをして成功しないことが多いということの御指摘、それも十分承知しております。ただ、先進地に実際に出向いてみて、ホームページ上とか活字の字面から判断するのではなくて、実際現場を訪れて現場を見て、裏の声とかそういったものも必ずあると思います。そういったものもよく理解し、研究しながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先進地視察の問題ですね。前市長の場合は、職員がそういった形の先進地に視察等に行くのに、公費が出なかったと。なかなか先進地視察に行けないという状況があったというふうには聞いてはいるんですが、これからは今部長が言われたとおりに、インターネットで見たり資料を取り寄せたりしただけではわからない。実際に行って、現場で見て、体験をして、聞いてこなければわからないと。そういった点については、ぜひ先進地視察においては公費負担で職員が派遣されるように、この点について市長にお尋ねをいたします。

そしてまた、この地域公共交通を考える場合に、市長も先ほど言いました市の負担の問題等があります。この中でやはり言われているのが、トリガー方式というのが言われているんですね。これは何かというと、行政なり事業者の責任と、あとは利用する人の責任と、その地域の人の責任を共同で負担し合うということであって、例えば全て市がお金を負担して運行するということではないんですよ、トリガー方式というのは。

例えば私が何回か取り上げたのは、金沢の駅から金沢大学まで約5キロメートルから7キロメートルくらいあるんですが、これバス料金がなくて大学生が乗らなくなってしまったんです。これで廃止するというようになって、問題になったのがトリガー方式であって、バス事業者と大学側と学生の自治会で話し合いをして、そして低廉な料金で乗れて、それがもし赤字になれば廃止しますよという前提で始まった。これが、今日日本で一番初めに始まったトリガー方式だというふうに思うんですが、全て市のほうで負担するというのではなくて、このトリガー方式というものもあわせて検討すべきだというふうに思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、費用対効果という言葉ですか、要は費用をかけてもそれだけの効果があれば、幾ばくのお金を使っても私は無駄金じゃないと思っています。1つには、そういうものをどんどん言ってもらって、そしてどんどん皆さんにフィードバックしてもらって。なおかつもう一つの話でございますが、皆さんもよく委員会でもいろいろな研修をされます。その委員会でも、若い職員に今度は随行してもらい、そして生の現場、教育のいろいろなところに行って、そして生でその職員にも見てもらって、そして生の皆さんとのいろいろなお話をしてもらおうということも、教育の1つの研修としては大きな効果になると思いますので、そういうものの投資的な職員に対するものは、私は幾らでも使うべきというか、限度はございますけれども、最大限に使えるものがあれば使ってくださいというふうに思っています。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 御提案のトリガー方式のほうなんですけれども、確かに事業者と利用者、こちらがお互いにリスクと利便性を負担するというので、大変有意義だと思えます。ただ、事業者と利用者のほうに御理解いただくのが難しいとは思いますが、方式としてはすばらしいものとも思えますので、今後ぜひ研究させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地域の公共交通の充実というのは、まちづくりの基本だと、根底にあるというふうに思っております。国土交通省が出しております「地域恒久交通網形成計画、再編実施計画に係る制度の概要」というものがあります。これの一番最初にあるのが、この活性化法のひとつの目標が、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上ですね、目的が。そしてその中のポイントが、1つに「地方公共団体が中心となり」、2つ目には「まちづくりと連携して」、3つ目には「面的な公共交通ネットワークを再構築する」と、これが国交省が目指している1つの方向ですね。

ですから、こういった点からいって、先ほど言った協議会というものが非常に大切になると思うわけでありまして。ぜひ、牛久市においても交通政策に及ぶ担当課を設置していただいて、充実した地域公共交通を実現していただきたいと。

突然ですが、岡野建設部次長は国交省から就任されていると思います。前任時代担当は違うかもしれませんが、それなりのつてはあるのではないかと思います。国交省の考え方、そしてまた方針がどのようなものなのか。直接資料等あわせていただければ、この地域公共交通政策に大いに役に立つものと思います。地域公共交通充実のため、再考をお願いしまして、次の質問に移ります。答弁は結構ですから、ぜひよろしく願いいたします。

公共施設への県南水道布設についてお尋ねをいたします。

前市長時代にも、同僚議員が質問をしましたが、特に奥野小学校と牛久二中、奥野生涯学習センターであります。そのときの答弁では、簡単に言いますと布設しないということだったと思います。水道法第1条で、「この法律は水道の布設及び管理を、適正かつ合理的にならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とあります。

水道布設は、地方自治体の責務でもあります。茨城県地下水の採取の適正化に関する条例によりますと、牛久市は、過剰採取により地盤沈下等の障害が懸念される市町村に指定もされております。また、地震による地殻変動で水位や水脈、水質に大きく影響されます。例えば3・11の大地震の際、私の住んでおります小坂団地でも井戸水がかれたお宅がありました。また、太子町の温泉が一時白濁したり、また今回の熊本地震で水前寺公園の水位が著しく低下しました。また、温泉がかれるというような事態も発生しております。地下水脈が100%完璧なものではないのは、明らかであります。

水脈が変われば、水質も変わる可能性はあります。水道法の目的に合わせ、全ての公共施設に衛生的で安全な水を供給できる県南水道を公共施設に布設すべきだと考えますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 利根川議員の御質問にお答えいたします。公共施設への県南水道布設につきまして、お答えいたします。

奥野地区の公共施設への県南水道布設に関しましては、これまで平成21年第3回定例会におきまして「県南水道布設工事の進捗状況等を踏まえながら、検討したい」ということで回答をしております。

続きまして、平成25年第1回定例会におきまして、「井戸水が安定的に供給をされており、水質についても水道法に定められた検査を行い管理をしているため、現在のところ県南水道に切り変える予定はございません」ということで答弁をした経緯がございます。

奥野地区の公共施設のうち、特に井戸水と飲料水とを利用しておりますのは、奥野小学校と牛久第二中学校の2校と、奥野生涯学習センターとなります。利根川議員御指摘のとおり、井戸水の場合には地震による地下水脈に濁りや水がれ等が生じるおそれも考えられます。安心・安全な飲料水を確保するという観点からも、公共水道の導入は必然と考えております。

各施設では、公共施設の老朽化が進んでいることもありまして、その更新に合わせて切りかえを行い、既存の井戸についてはグラウンドや植栽の散水などに利用し、災害時に上水が断水した場合にはトイレの流し水等に活用できるよう残していきたいと考えております。

なお、県南水道への加入金につきましては、本管から各施設への取り出し管の太さによって変わってまいりますけれども、それぞれ施設によって管の太さによってそれぞれ違ってくるというところになります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 奥野小学校、それに二中、生涯学習センター等今後工事していくには、どの程度の期間を予定されているのかお尋ねをいたしたいと思います。

そしてまた、特に奥野生涯学習センターはもう30年ほどたつと思うんですが、3・11のときの被害が全て解消されているわけではないという問題や、またトイレ等の改修等も指摘をされております。今回、水道を布設するに当たって、早急にはできない、1カ年でもできないかもわからないんですが、あわせて奥野生涯学習センターの延命化のためにこの改修等も検討できないかということ、この2点お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 利根川議員の再質問にお答えいたします。

奥野生涯学習センターの施設の老朽化に伴う改修とあわせてという御質問、御意見でございますけれども、現在担当は企画のほうになると思いますが、公共施設総合管理計画等で市の老朽化施設を今後どのように改修していくかという計画も進められているところであります。全体の予算等もあると思いますので、まず学校あるいは生涯学習センター等の施設につきましては、議員御指摘のとおり震災等には大変重要な施設ということになりますので、まずは御指摘のとおり熊本の地震等ではありませんけれども、茨城県南部におきましても震災の危険性は常に高い状況にありますので、そういった地下水脈の動きによって利用不能となる可能性もある。また、もちろん上水の断水等もありますので、できるだけ整備をし、双方の機能、上水と井戸水あわせて機能を早く備えたいという考えから、できるだけ早目に、できれば来年度の予算等も念頭に整備のほうをまず、施設よりも先に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 次に、教育費の問題についてお尋ねをいたします。

ひたち野地域に中学校が新設されると既存の教育費、これは施設整備ではなくて教育費が削られるとして「中学校新設には反対」という方が結構おられるというふうに、私たちは聞き及んでおります。これはもう、前市長時代のチラシがかなり影響しているのではないかと思います。これはもう、学校施設改修は緊急時を除いてある程度おくれるのはやむを得ないと思いますが、教育費に学校間での格差や、そしてまた前年度と比べて予算削減はあってはならないと

いうふうに思います。憲法26条では義務教育は無償と定め、無償だからといってこれまでとの格差はあってはならないというふうに思うんですが、教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ひたち野牛久地区の中学校新設事業においては、40億円を上限とした歳出を見込んでいます。これについては、国庫支出金を財源として見込むことはもちろん、適正な範囲内で市債を活用することで一般財源の持ち出しは4年間で6億円程度となると想定しており、ほかの教委予算への影響は最小限であると考えています。

また、中学校建設以外にも、牛久一中での体育館改築、老朽化した校舎等の大規模改修、それに伴うトイレの洋式化、そしてICT教育環境の充実などの予算を計画的に確保していく一方で、無駄のない予算執行に努めてまいります。

また、教育予算の編成に当たっては、近年の教育行政は福祉や地域振興などの一般行政と密接な連携が必要となっており、教育予算の編成・執行や条例提案などの権限を有している市長と教育委員会との連携が重要になってくると思います。

そのような観点から、市長と教育委員会とで開催される総合教育会議を通して、市長が地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の根本となる大綱を作成する中で教育予算を要望し、そして位置づけていってほしいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ひたち野地域の中学校建設において、既存の小中学校の教育費を削ることはないというふうに、今の教育長の答弁である程度確認いたしました。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時31分散会